

# 市町村合併等に係る保険者インタフェース

平成 27年 4月

## 目 次

1	市町村の合併等に係る台帳異動情報	
1. 1	市町村合併等における想定ケースと必要なインタフェースの種類	1
1. 2	ケース別異動連絡票情報の作成方法	
(1)	市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設	2
(2)	市町村の他の市町村への編入	1 1
(3)	広域連合内の市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設 (政令市においては行政区と行政区の合併による行政区の新設)	1 9
(4)	広域連合内市町村の他の市町村への編入 (政令市においては行政区の他の行政区への編入)	2 3
(5)	市町村の広域連合への編入 (政令市においては市町村から行政区として政令市への編入)	2 6
(6)	広域連合からの脱退による市町村の新設 (政令市においては行政区から市町村の新設)	3 5
1. 3	インタフェースの項目設定における留意事項	4 5
2	市町村の合併等に係る共同処理用台帳異動情報	
2. 1	市町村合併等における想定ケースと必要なインタフェースの種類	4 7
2. 2	ケース別異動連絡票情報の作成方法	
(1)	市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設	4 8
(2)	市町村の他の市町村への編入	5 4
(3)	広域連合内の市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設 (政令市においては行政区と行政区の合併による行政区の新設)	5 8
(4)	広域連合内市町村の他の市町村への編入 (政令市においては行政区の他の行政区への編入)	6 2
(5)	市町村の広域連合への編入 (政令市においては市町村から行政区として政令市への編入)	6 6
(6)	広域連合からの脱退による市町村の新設 (政令市においては行政区から市町村の新設)	7 0
2. 3	インタフェースの項目設定における留意事項	7 6
3	市町村の合併等に係る保険者請求情報	7 7

## 1 市町村の合併等に係る台帳異動情報

各都道府県において市町村間の合併または市町村が他の市町村への編入等が発生した場合、国保連合会の審査支払等システムで管理する各種台帳へ新規情報の登録、既に登録されている情報の変更等が必要となります。

以下に、市町村合併等のケース別に、必要となるインタフェースおよびその設定内容について記載します。

### 1. 1 市町村合併等における想定ケースと必要なインタフェースの種類

インタフェース		保険者異動 連絡票情報	広域連合異動 連絡票情報 (行政区異動 連絡票情報)	市町村固有 異動連絡票 情報 ※1、※2	介護予防・日常生 活支援総合事業 サービスコード 異動連絡票情報	受給者異動 連絡票情報	被保険者 番号 再付番
ケース							
ケース1： 市町村と市町村 の合併による新 たな市町村の新 設	合併前 市町村	○	×	○	○	○	要
	新設 市町村	○	×	○	○	○	
ケース2： 市町村の他の市 町村への編入	編入前 市町村	○	×	○	○	○	要
	編入先 市町村	×	×	×	×	○	
ケース3： 広域連合内の市 町村と市町村の 合併による新た な市町村の新設 (政令市におい ては行政区と行 政区の合併によ る行政区の新設)	合併前 市町村	×	×	×	○	×	不要
	新設 市町村	×	×	×	○	×	
	広域連合	×	○	×	×	○	
ケース4： 広域連合内市町 村の他の市町村 への編入(政令市 においては行政区 の他の行政区 への編入)	編入前 市町村	×	×	×	○	×	不要
	編入先 市町村	×	×	×	×	×	
	広域連合	×	○	×	×	○	
ケース5： 市町村の広域連 合への編入(政令 市においては市 町村から行政区 として政令市へ の編入)	編入前 市町村	○	×	○	○	○	要
	広域連合	×	○	×	○	○	
ケース6： 広域連合からの 脱退による市町 村の新設(政令市 においては行政区 から市町村の新 設)	新設 保険者	○	×	○	○	○	要
	広域連合	×	○	×	○	○	

- ※1 地域密着型サービスコード異動連絡票情報、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票も同様。
- ※2 介護給付費単位数表に設定された単位数(厚生労働大臣が定めた単位数)と同じであれば地域密着型サービスコード異動連絡票情報は不要。

## 1. 2 ケース別異動連絡票情報の作成方法

### (1) ケース1：市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設

ケース1では合併するそれぞれの市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードおよび受給者の新規登録情報が必要となります。

#### ① 必要なインタフェースの種類

合併前の各市町村から必要なインタフェース

- ・保険者異動連絡票情報（識別番号：5411）
- ・市町村固有異動連絡票情報（識別番号：5511）
- ・地域密着型サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5F11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5G11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・保険者異動連絡票情報（識別番号：5411）
- ・市町村固有異動連絡票情報（識別番号：5511）
- ・地域密着型サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5F11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5G11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

#### ② 設定する項目の内容

- ・保険者異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5411”（固定値）	“5411”（固定値）
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	“1:新規”を設定する
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
5	保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定する	新設された市町村の保険者番号を設定する
6	保険者名（カナ）	設定不要	新設された市町村の名称をカナ文字で設定する（省略可）
7	保険者名（漢字）	設定不要	新設された市町村の名称を全角文字で設定する
8	有効開始日	設定不要	新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
9	有効終了日	合併により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
10	保険者区分	“1:単独保険者”を設定する	“1:単独保険者”を設定する
11	郵便番号	設定不要	新設された市町村の郵便番号を設定する（省略可）
12	電話番号	設定不要	新設された市町村の電話番号を設定する
13	住所（カナ）	設定不要	新設された市町村の住所をカナ文字で設定する（省略可）
14	住所（漢字）	設定不要	新設された市町村の住所を全角文字で設定する
15	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月※1	設定不要	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月を設定する（省略可）
16	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月※1	設定不要	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月を設定する（省略可）
17	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月※1	設定不要	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。

・市町村固有異動連絡票情報

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号		“5511”（固定値）	“5511”（固定値）
2	異動年月日		合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“3:終了”を設定	“1:新規”を設定
4	異動事由		“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	保険者番号		合併前の市町村の保険者番号を設定	新設された市町村の保険者番号を設定
6	有効開始日		設定不要	新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
7	有効終了日		合併により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
8	居宅介護サービス費区分支給限度基準額	訪問通所要介護 1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
9		訪問通所要介護 2	設定不要	同上
10		訪問通所要介護 3	設定不要	同上
11		訪問通所要介護 4	設定不要	同上
12		訪問通所要介護 5	設定不要	同上
13		短期入所要介護 1 ※1	設定不要	6月間の限度額を日数で設定する
14		短期入所要介護 2 ※1	設定不要	同上
15		短期入所要介護 3 ※1	設定不要	同上
16		短期入所要介護 4 ※1	設定不要	同上
17		短期入所要介護 5 ※1	設定不要	同上
18	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	訪問介護	要介護 1	1月間の限度額を単位数で設定する
19			要介護 2	同上
20			要介護 3	同上
21			要介護 4	同上
22			要介護 5	同上

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容	
23	訪問入浴介護	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
24		要介護2	設定不要	同上
25		要介護3	設定不要	同上
26		要介護4	設定不要	同上
27		要介護5	設定不要	同上
28	訪問看護	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
29		要介護2	設定不要	同上
30		要介護3	設定不要	同上
31		要介護4	設定不要	同上
32		要介護5	設定不要	同上
33	訪問リハビリテーション	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
34		要介護2	設定不要	同上
35		要介護3	設定不要	同上
36		要介護4	設定不要	同上
37		要介護5	設定不要	同上
38	通所介護	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
39		要介護2	設定不要	同上
40		要介護3	設定不要	同上
41		要介護4	設定不要	同上
42		要介護5	設定不要	同上
43	通所リハビリテーション	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
44		要介護2	設定不要	同上
45		要介護3	設定不要	同上
46		要介護4	設定不要	同上
47		要介護5	設定不要	同上
48	福祉用具貸与	要介護1	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
49		要介護2	設定不要	同上
50		要介護3	設定不要	同上
51		要介護4	設定不要	同上
52		要介護5	設定不要	同上
53	短期入所生活介護	要介護1※2	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
54		要介護2※2	設定不要	同上
55		要介護3※2	設定不要	同上
56		要介護4※2	設定不要	同上
57		要介護5※2	設定不要	同上

居宅介護サービス費種類支給限度基準額



項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容	
58	種類支給限度基準額	居宅介護サービス費 短期入所療養介護	要介護1※2	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
59			要介護2※2	設定不要	同上
60			要介護3※2	設定不要	同上
61			要介護4※2	設定不要	同上
62			要介護5※2	設定不要	同上
63	区分支給限度基準額	訪問通所	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する	
64		短期入所※1	設定不要	6月間の限度額を日数で設定する	
65	居宅支援サービス費種類支給限度基準額	訪問介護	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する	
66		訪問入浴介護	設定不要	同上	
67		訪問看護	設定不要	同上	
68		訪問リハビリテーション	設定不要	同上	
69		通所介護	設定不要	同上	
70		通所リハビリテーション	設定不要	同上	
71		福祉用具貸与	設定不要	同上	
72		短期入所生活介護※2	設定不要	同上	
73	短期入所療養介護※2	設定不要	同上		
74	基準該当訪問介護サービス費比率		設定不要	指定訪問介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	
75	基準該当訪問入浴サービス費比率		設定不要	指定訪問入浴サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	
76	基準該当通所介護サービス費比率		設定不要	指定通所介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定する 内容	
77	基準該当短期入所生活介護サービス費比率		設定不要	指定短期入所生活介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	
78	基準該当福祉用具貸与サービス費比率		設定不要	指定福祉用具貸与サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	
79	基準該当居宅支援サービス費比率		設定不要	指定居宅支援サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	
80	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	夜間対応型訪問介護	経過的要介護	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
81			要介護1	設定不要	同上
82			要介護2	設定不要	同上
83			要介護3	設定不要	同上
84			要介護4	設定不要	同上
85			要介護5	設定不要	同上
86	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	認知症対応型通所介護	経過的要介護	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
87			要介護1	設定不要	同上
88			要介護2	設定不要	同上
89			要介護3	設定不要	同上
90			要介護4	設定不要	同上
91			要介護5	設定不要	同上
92	介護予防サービス費区分 支給限度基準額	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する	
93		要支援2※3	設定不要	同上	

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定する 内容
94	介護予防訪問 入浴介護	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
95		要支援2※3	設定不要	同上
96	介護予防 訪問看護	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
97		要支援2※3	設定不要	同上
98	介護予防訪問 リハビリ テーション	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
99		要支援2※3	設定不要	同上
100	介護予防福祉 用具貸与	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
101		要支援2※3	設定不要	同上
102	介護予防短期 入所生活介護	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
103		要支援2※3	設定不要	同上
104	介護予防短期 入所療養介護	要支援1※3	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
105		要支援2※3	設定不要	同上
106	介護予防認知症 対応型通所介護	要支援1	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
107		要支援2	設定不要	同上
108	基準該当介護予防訪問介護 サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防訪問介護サービス 費支給限度基準額に対する 基準該当サービス費の比率を設 定する
109	基準該当介護予防訪問入浴 サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防訪問入浴サービス 費支給限度基準額に対する 基準該当サービス費の比率を設 定する

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
110	基準該当介護予防通所介護サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防通所介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
111	基準該当介護予防短期入所生活介護サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防短期入所生活介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
112	基準該当介護予防福祉用具貸与サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防福祉用具貸与サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
113	基準該当介護予防支援サービス費比率※3		設定不要	指定介護予防支援サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
114	介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)区分支給限度基準額	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
115		要支援1※4	設定不要	同上
116		要支援2※4	設定不要	同上
117	介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)種類支給限度基準額	訪問型予防サービス	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する
118		要支援1※4	設定不要	同上
119		要支援2※4	設定不要	同上
120	通所型予防サービス	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
121		要支援1※4	設定不要	同上
122		要支援2※4	設定不要	同上
123	生活支援サービス(配食)	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
124		要支援1※4	設定不要	同上
125		要支援2※4	設定不要	同上
126	生活支援サービス(見守り)	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で設定する
127		要支援1※4	設定不要	同上
128		要支援2※4	設定不要	同上

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定する 内容
129	ス 生活 支援 サー ビ ( そ の 他 )	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
130		要支援1※4	設定不要	同上
131		要支援2※4	設定不要	同上
132	ケ ア マ ネ ジ メ ン ト	二次予防※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
133		要支援1※4	設定不要	同上
134		要支援2※4	設定不要	同上
135	介 護 予 防 入 浴 介 護	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
136		要支援2※4	設定不要	同上
137	介 護 予 防 訪 問 看 護	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
138		要支援2※4	設定不要	同上
139	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ヨ ン	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
140		要支援2※4	設定不要	同上
141	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ヨ ン	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
142		要支援2※4	設定不要	同上
143	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
144		要支援2※4	設定不要	同上
145	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	要支援1※4	設定不要	1月間の限度額を単位数で 設定する
146		要支援2※4	設定不要	同上

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定する 内容
147	療養介護(介護老人 保健施設)	介護予防短期入所 要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
148		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
149	療養介護(介護療養 型医療施設等)	介護予防短期入所 要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
150		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
151	療養管理指導	介護予防居宅 要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
152		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
153	介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
154		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
155	対応型通所介護	介護予防認知症 要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
156		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
157	多機能型居宅介護	介護予防小規模 要支援 1 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
158		要支援 2 ※ 4	設定不要	同上
159	介護予防認知症対 応型共同生活介護 (短期利用型以外)	要支援 2 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する
160	介護予防認知症対 応型共同生活介護 (短期利用型)	要支援 2 ※ 4	設定不要	1 月間の限度額を単位数で 設定する

- ※1 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックを行わず省略されたものとみなす。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※3 有効開始日が平成 18 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※4 有効開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・地域密着型サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5F11”（固定値）	“5F11”（固定値）
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	“1:新規”を設定
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定	新設された市町村の保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する
8	有効開始日	設定不要	新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
9	有効終了日	合併により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
10	単位数	設定不要	単位数を設定する

介護給付費単位数表に設定された単位数（厚生労働大臣が定めた単位数）と同じであれば地域密着型サービスコード異動連絡票情報は不要。



・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票  
情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5G11” (固定値)	“5G11” (固定値)
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	新設された市町村の効力が発生する日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	“1:新規”を設定
4	異動事由	“01” (固定値)	“01” (固定値)
5	保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定	新設された市町村の保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する
8	適用開始年月	設定不要	新設された保険者としての効力が発生する年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する
9	適用終了年月	合併により保険者としての効力が消滅する年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する	設定不要
10	サービス名称	設定不要	サービス名称を設定する
11	単位数	設定不要	単位数を設定する
12	算定単位	設定不要	算定単位を設定する
13	制限日数・回数	設定不要	制限日数・回数を設定する
14	算定回数制限期間	設定不要	算定回数制限期間を設定する
15	支給限度額対象区分	設定不要	支給限度額対象区分を設定する
16	利用者負担定率/定額区分	設定不要	利用者負担定率/定額区分を設定する
17	給付率	設定不要	給付率を設定する
18	利用者負担額	設定不要	利用者負担額を設定する
19	二次予防事業対象者実施区分	設定不要	二次予防事業対象者実施区分を設定する
20	要支援1受給者実施区分	設定不要	要支援1受給者実施区分を設定する
21	要支援2受給者実施区分	設定不要	要支援2受給者実施区分を設定する

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	“5H11”（固定値）
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	“1:新規”を設定
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	証記載保険者番号	合併前の市町村の証記載保険者番号を設定	新設された市町村の証記載保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する
8	適用開始年月	設定不要	新設された保険者としての効力が発生する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する
9	適用終了年月	合併により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	設定不要
10	サービス名称	設定不要	サービス名称を設定する
11	単位数	設定不要	単位数を設定する
12	算定単位	設定不要	算定単位を設定する
13	制限日数・回数	設定不要	制限日数・回数を設定する
14	算定回数制限期間	設定不要	算定回数制限期間を設定する
15	支給限度額対象区分	設定不要	支給限度額対象区分を設定する
16	給付率	設定不要	給付率を設定する
17	利用者負担額	設定不要	利用者負担額を設定する
18	事業対象者実施区分	設定不要	事業対象者実施区分を設定する
19	要支援1受給者実施区分	設定不要	要支援1受給者実施区分を設定する
20	要支援2受給者実施区分	設定不要	要支援2受給者実施区分を設定する

・ 受給者異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5311”（固定値）	“5311”（固定値）
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	市町村の新設により被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	“1:新規”を設定する
4	異動事由	“02:受給資格喪失”を設定する	“01:受給資格取得”もしくは“04:合併による新規”を設定する
5	証記載保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定する	新設された市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号	合併前の市町村で付番されていた被保険者番号を設定する	新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）	設定不要	被保険者氏名をカナ文字で設定する
8	生年月日	設定不要	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
9	性別コード	設定不要	性別コードを設定する
10	資格取得年月日	設定不要	市町村の新設により被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
11	資格喪失年月日	市町村の合併により被保険者の資格を喪失する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
12	老人保健市町村番号	設定不要	老人保健市町村番号を設定する（省略可）
13	老人保健受給者番号	設定不要	老人保健受給者番号を設定する（省略可）
14	公費負担者番号	設定不要	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する
15	広域連合（政令市）保険者番号	設定不要	設定不要
16	申請種別コード	設定不要	“1:新規申請”を設定する
17	変更申請中区分コード	設定不要	設定不要
18	申請年月日	設定不要	設定不要
19	みなし要介護区分コード	設定不要	みなし要介護区分コードを設定する
20	要介護状態区分コード	設定不要	要介護状態区分コードを設定する

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
2 1	認定有効期間（開始年月日）	設定不要	新設された市町村で認定が有効となる日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 2	認定有効期間（終了年月日）	設定不要	認定有効期間（開始年月日）から月を単位として3月以上経過した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する ただし異動事由に“04:合併による新規”を設定した場合は合併前の市町村が設定した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 3	居宅サービス計画作成区分コード	設定不要	居宅サービス計画作成区分コードを設定する
2 4	居宅介護支援事業所番号	設定不要	居宅介護支援事業所の番号を設定する（居宅サービス計画作成区分コードが“2:自己作成”の場合は省略可）
2 5	居宅サービス計画適用開始年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 6	居宅サービス計画適用終了年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 7	訪問通所サービス	支給限度基準額	設定不要 被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する
2 8		上限管理適用期間開始年月日	設定不要 訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 9		上限管理適用期間終了年月日	設定不要 訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 0	短期入所サービス	支給限度基準額※1	設定不要 被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する
3 1		上限管理適用期間開始年月日※1	設定不要 短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 2		上限管理適用期間終了年月日※1	設定不要 短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 3	公費負担上限額減額の有無	設定不要	公費負担上限額減額の有無を設定する

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
34	償還払化開始年月日	設定不要	償還払化開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
35	償還払化終了年月日	設定不要	償還払化終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
36	給付率引下げ開始年月日	設定不要	給付率引下げ開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
37	給付率引下げ終了年月日	設定不要	給付率引下げ終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
38	減免申請中区分コード	設定不要	減免申請中区分コードを設定する(省略可)
39	利用者負担減免・旧措置入所者	利用者負担区分コード	利用者負担区分コードを設定する(省略可)
40		給付率※10	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する(省略可)
41		適用開始年月日	給付率の適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
42		適用終了年月日	給付率の適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード※2	標準負担区分コードを設定する(省略可)
44		負担額※2	負担額を設定する(省略可)
45		負担額適用開始年月日※2	負担額適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
46		負担額適用終了年月日※2	負担額適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード※3	特定入所者認定申請中区分コードを設定する(省略可)
48		特定入所者介護サービス区分コード※3	特定入所者介護サービス区分コードを設定する(省略可)
49		課税層の特例減額措置対象※3	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する(省略可)
50		食費負担限度額※3	食費負担限度額を設定する(省略可)
51		居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
52	特定入所者介護サービス	居住費(ユニット型準個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型準個室)負担限度額を設定する(省略可)
53		居住費(従来型個室(特養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する(省略可)
54		居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する(省略可)
55		居住費(多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(多床室)負担限度額を設定する(省略可)
56		負担限度額適用開始年月日※3	設定不要	負担限度額適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
57		負担限度額適用終了年月日※3	設定不要	負担限度額適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
58		社会福祉法人軽減情報	軽減率※3	設定不要
59	軽減率適用開始年月日※3		設定不要	軽減率の適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
60	軽減率適用終了年月日※3		設定不要	軽減率の適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4		設定不要	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無を設定する(省略可)
62	医療資格 後期高齢者	保険者番号(後期)※5	設定不要	保険者番号(後期)を設定する(省略可)
63		被保険者番号(後期)※5	設定不要	被保険者番号(後期)を設定する(省略可)
64	国民健康 保険資格	保険者番号(国保)※5	設定不要	保険者番号(国保)を設定する(省略可)
65		被保険者証番号(国保)※5	設定不要	被保険者証番号(国保)を設定する(省略可)
66		個人番号(国保)※5	設定不要	個人番号(国保)を設定する(省略可)
67	二次予防事業区分コード※6		設定不要	二次予防事業区分コードを設定する(省略可)
68	二次予防事業有効期間開始年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間開始年月日を設定する(省略可)
69	二次予防事業有効期間終了年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間終了年月日を設定する(省略可)
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	設定不要	住所地特例対象者区分コードを設定する(省略可)
71		施設所在保険者番号※7、※8	設定不要	施設所在保険者番号を設定する(省略可)
72		住所地特例適用開始年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用開始年月日を設定する(省略可)

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
73	住所地特例適用終了年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用終了年月日を設定する(省略可)
74	介護特定入所者サービス	居住費(新1)負担限度額※11	居住費(新1)負担限度額を設定する(省略可)
75		居住費(新2)負担限度額※11	居住費(新2)負担限度額を設定する(省略可)
76		居住費(新3)負担限度額※11	居住費(新3)負担限度額を設定する(省略可)
77	二割負担	適用開始年月日※9、※10	適用開始年月日を設定する(省略可)
78		適用終了年月日※9	適用終了年月日を設定する(省略可)

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※7 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

- ※8 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、平成 27 年 4 月 1 日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。
- ※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。
- ※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。
- ※11 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。



(2) ケース2：市町村の他の市町村への編入

ケース2では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、編入される市町村から受給者の新規登録情報が必要となります。

① 必要なインタフェースの種類

編入する市町村から必要なインタフェース

- ・保険者異動連絡票情報（識別番号：5411）
- ・市町村固有異動連絡票情報（識別番号：5511）
- ・地域密着型サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5F11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5G11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

編入先の市町村から必要なインタフェース

- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

② 設定する項目の内容

・保険者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
1	交換情報識別番号	“5411”（固定値）	インターフェースの提供は 不要
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定する	
6	保険者名（カナ）	設定不要	
7	保険者名（漢字）	設定不要	
8	有効開始日	設定不要	
9	有効終了日	編入により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
10	保険者区分	“1:単独保険者”を設定する	
11	郵便番号	設定不要	
12	電話番号	設定不要	
13	住所（カナ）	設定不要	
14	住所（漢字）	設定不要	
15	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月※1	設定不要	
16	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月※1	設定不要	
17	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月※1	設定不要	

※1 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。

・市町村固有異動連絡票情報

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容	
1	交換情報識別番号		“5511”（固定値）	インタフェースの提供は不要	
2	異動年月日		編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
3	異動区分コード		“3:終了”を設定する		
4	異動事由		“01”（固定値）		
5	保険者番号		編入前の市町村の保険者番号を設定する		
6	有効開始日		設定不要		
7	有効終了日		編入により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
8	居宅介護サービス費区分支給限度基準額	訪問通所要介護 1	設定不要		
9		訪問通所要介護 2	設定不要		
10		訪問通所要介護 3	設定不要		
11		訪問通所要介護 4	設定不要		
12		訪問通所要介護 5	設定不要		
13		短期入所要介護 1 ※1	設定不要		
14		短期入所要介護 2 ※1	設定不要		
15		短期入所要介護 3 ※1	設定不要		
16		短期入所要介護 4 ※1	設定不要		
17		短期入所要介護 5 ※1	設定不要		
18	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	訪問介護	要介護 1		設定不要
19			要介護 2		設定不要
20			要介護 3		設定不要
21			要介護 4		設定不要
22			要介護 5		設定不要

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容	
23	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	訪問入浴介護	要介護1	設定不要	インターフェースの提供は不要
24			要介護2	設定不要	
25			要介護3	設定不要	
26			要介護4	設定不要	
27			要介護5	設定不要	
28		訪問看護	要介護1	設定不要	
29			要介護2	設定不要	
30			要介護3	設定不要	
31			要介護4	設定不要	
32			要介護5	設定不要	
33		訪問リハビリテーション	要介護1	設定不要	
34			要介護2	設定不要	
35			要介護3	設定不要	
36			要介護4	設定不要	
37			要介護5	設定不要	
38		通所介護	要介護1	設定不要	
39			要介護2	設定不要	
40			要介護3	設定不要	
41			要介護4	設定不要	
42			要介護5	設定不要	
43		通所リハビリテーション	要介護1	設定不要	
44			要介護2	設定不要	
45			要介護3	設定不要	
46			要介護4	設定不要	
47			要介護5	設定不要	
48		福祉用具貸与	要介護1	設定不要	
49			要介護2	設定不要	
50			要介護3	設定不要	
51			要介護4	設定不要	
52			要介護5	設定不要	
53	生活介護 短期入所	要介護1※2	設定不要		
54		要介護2※2	設定不要		
55		要介護3※2	設定不要		
56		要介護4※2	設定不要		
57		要介護5※2	設定不要		
58	療養介護 短期入所	要介護1※2	設定不要		
59		要介護2※2	設定不要		
60		要介護3※2	設定不要		

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
6 1		要介護 4 ※ 2	設定不要	インタフェースの提供は不要
6 2		要介護 5 ※ 2	設定不要	
6 3	区分 支給 限度 基準 額	訪問通所	設定不要	
6 4		短期入所※ 1	設定不要	
6 5	居宅 支援 サー ビス 費 種 類 支 給 限 度 基 準 額	訪問介護	設定不要	
6 6		訪問入浴介護	設定不要	
6 7		訪問看護	設定不要	
6 8		訪問リハビリテーション	設定不要	
6 9		通所介護	設定不要	
7 0		通所リハビリテーション	設定不要	
7 1		福祉用具貸与	設定不要	
7 2		短期入所生活介護 ※ 2	設定不要	
7 3		短期入所療養介護 ※ 2	設定不要	
7 4	基準該当訪問介護サービス費比率		設定不要	
7 5	基準該当訪問入浴サービス費比率		設定不要	
7 6	基準該当通所介護サービス費比率		設定不要	
7 7	基準該当短期入所生活介護サービス費比率		設定不要	
7 8	基準該当福祉用具貸与サービス費比率		設定不要	
7 9	基準該当居宅支援サービス費比率		設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容	
80	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	夜間対応型訪問介護	経過的要介護	設定不要	
81			要介護1	設定不要	
82			要介護2	設定不要	
83			要介護3	設定不要	
84			要介護4	設定不要	
85			要介護5	設定不要	
86		認知症対応型通所介護	経過的要介護	設定不要	
87			要介護1	設定不要	
88			要介護2	設定不要	
89			要介護3	設定不要	
90			要介護4	設定不要	
91			要介護5	設定不要	
92		介護予防サービス費区分 支給限度基準額	要支援1※3	設定不要	インターフェースの提供は不要
93			要支援2※3	設定不要	
94	介護予防サービス費区分 入浴介護	介護予防訪問 要支援1※3	設定不要		
95		要支援2※3	設定不要		
96	介護予防サービス費区分 訪問看護	介護予防 要支援1※3	設定不要		
97		要支援2※3	設定不要		
98	介護予防サービス費区分 リハビリテーション	介護予防訪問 要支援1※3	設定不要		
99		要支援2※3	設定不要		

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
100	介護予防サービス費種類支給限度基準額	介護予防福祉用具貸与	要支援 1 ※ 3	設定不要
101			要支援 2 ※ 3	設定不要
102		介護予防短期入所生活介護	要支援 1 ※ 3	設定不要
103			要支援 2 ※ 3	設定不要
104		介護予防短期入所療養介護	要支援 1 ※ 3	設定不要
105			要支援 2 ※ 3	設定不要
106		介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1	設定不要
107			要支援 2	設定不要
108	基準該当介護予防訪問介護サービス費比率※ 3		設定不要	インターフェースの提供は不要
109	基準該当介護予防訪問入浴サービス費比率※ 3		設定不要	
110	基準該当介護予防通所介護サービス費比率※ 3		設定不要	
111	基準該当介護予防短期入所生活介護サービス費比率※ 3		設定不要	
112	基準該当介護予防福祉用具貸与サービス費比率※ 3		設定不要	
113	基準該当介護予防支援サービス費比率※ 3		設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
114	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）区分 支給限度基準額	二次予防※4	設定不要	インターフェースの提供は不要
115		要支援1※4	設定不要	
116		要支援2※4	設定不要	
117	訪問型予防サービス	二次予防※4	設定不要	
118		要支援1※4	設定不要	
119		要支援2※4	設定不要	
120	通所型予防サービス	二次予防※4	設定不要	
121		要支援1※4	設定不要	
122		要支援2※4	設定不要	
123	ビス（配食）生活支援サー	二次予防※4	設定不要	
124		要支援1※4	設定不要	
125		要支援2※4	設定不要	
126	ビス（見守り）生活支援サー	二次予防※4	設定不要	
127		要支援1※4	設定不要	
128		要支援2※4	設定不要	
129	ビス（その他）生活支援サー	二次予防※4	設定不要	
130		要支援1※4	設定不要	
131		要支援2※4	設定不要	
132	ケアマネジメ	二次予防※4	設定不要	
133		要支援1※4	設定不要	
134		要支援2※4	設定不要	



項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
135	入浴介護 介護予防訪問	要支援 1 ※ 4	設定不要
136		要支援 2 ※ 4	設定不要
137	訪問看護 介護予防	要支援 1 ※ 4	設定不要
138		要支援 2 ※ 4	設定不要
139	ビリテーション 介護予防訪問リハ	要支援 1 ※ 4	設定不要
140		要支援 2 ※ 4	設定不要
141	ビリテーション 介護予防通所リハ	要支援 1 ※ 4	設定不要
142		要支援 2 ※ 4	設定不要
143	用具貸与 介護予防福祉	要支援 1 ※ 4	設定不要
144		要支援 2 ※ 4	設定不要
145	入所生活介護 介護予防短期	要支援 1 ※ 4	設定不要
146		要支援 2 ※ 4	設定不要
147	療養介護（介護老人 保健施設） 介護予防短期入所	要支援 1 ※ 4	設定不要
148		要支援 2 ※ 4	設定不要
149	養介護（介護療養型 医療施設等） 介護予防短期入所療	要支援 1 ※ 4	設定不要
150		要支援 2 ※ 4	設定不要

インタフェースの提供は不要

項番	項目名		編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
151	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置） 種類支給限度基準額	療養管理指導 介護予防居宅	要支援 1 ※ 4	設定不要
152			要支援 2 ※ 4	設定不要
153		入居者生活介護 介護予防特定施設	要支援 1 ※ 4	設定不要
154			要支援 2 ※ 4	設定不要
155		対応型通所介護 介護予防認知症	要支援 1 ※ 4	設定不要
156			要支援 2 ※ 4	設定不要
157		多機能型居宅介護 介護予防小規模	要支援 1 ※ 4	設定不要
158			要支援 2 ※ 4	設定不要
159		生活介護（短期利用型以外） 介護予防認知症対応型共同	要支援 2 ※ 4	設定不要
160		生活介護（短期利用型） 介護予防認知症対応型共同	要支援 2 ※ 4	設定不要

インターフェースの提供は  
不要

- ※1 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックを行わず省略されたものとみなす。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※3 有効開始日が平成 18 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※4 有効開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・地域密着型サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5F11”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	有効開始日	設定不要	
9	有効終了日	合併により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
10	単位数	設定不要	

介護給付費単位数表に設定された単位数（厚生労働大臣が定めた単位数）と同じであれば地域密着型サービスコード異動連絡票情報は不要。

・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票  
情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
1	交換情報識別番号	“5G11” (固定値)	インターフェースの提供は 不要
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01” (固定値)	
5	保険者番号	合併前の市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	適用開始年月	設定不要	
9	適用終了年月	合併により保険者としての効力が消滅する年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する	
10	サービス名称	設定不要	
11	単位数	設定不要	
12	算定単位	設定不要	
13	制限日数・回数	設定不要	
14	算定回数制限期間	設定不要	
15	支給限度額対象区分	設定不要	
16	利用者負担率/定額区分	設定不要	
17	給付率	設定不要	
18	利用者負担額	設定不要	
19	二次予防事業対象者実施区分	設定不要	
20	要支援1受給者実施区分	設定不要	
21	要支援2受給者実施区分	設定不要	

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	インタフェースの提供は不要
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	証記載保険者番号	合併前の市町村の証記載保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	適用開始年月	設定不要	
9	適用終了年月	合併により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	
10	サービス名称	設定不要	
11	単位数	設定不要	
12	算定単位	設定不要	
13	制限日数・回数	設定不要	
14	算定回数制限期間	設定不要	
15	支給限度額対象区分	設定不要	
16	給付率	設定不要	
17	利用者負担額	設定不要	
18	事業対象者実施区分	設定不要	
19	要支援1受給者実施区分	設定不要	
20	要支援2受給者実施区分	設定不要	

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
1	交換情報識別番号	“5311”（固定値）	“5311”（固定値）
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	編入先市町村での被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	“1:新規”を設定する
4	異動事由	“02:受給資格喪失”を設定する	“01:受給資格取得”もしくは“04:合併による新規”を設定する
5	証記載保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定する	編入先の市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号	編入前の市町村で付番されていた被保険者番号を設定する	編入先の市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）	設定不要	被保険者氏名をカナ文字で設定する
8	生年月日	設定不要	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
9	性別コード	設定不要	性別コードを設定する
10	資格取得年月日	設定不要	編入により被保険者資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
11	資格喪失年月日	編入により被保険者の資格を喪失する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
12	老人保健市町村番号	設定不要	老人保健市町村番号を設定する（省略可）
13	老人保健受給者番号	設定不要	老人保健受給者番号を設定する（省略可）
14	公費負担者番号	設定不要	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する
15	広域連合（政令市）保険者番号	設定不要	設定不要
16	申請種別コード	設定不要	“1:新規申請”を設定する
17	変更申請中区分コード	設定不要	設定不要
18	申請年月日	設定不要	設定不要
19	みなし要介護区分コード	設定不要	みなし要介護区分コードを設定する
20	要介護状態区分コード	設定不要	要介護状態区分コードを設定する

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
2 1	認定有効期間（開始年月日）	設定不要	編入先の市町村で認定が有効となる日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 2	認定有効期間（終了年月日）	設定不要	認定有効期間（開始年月日）から月を単位として3月以上経過した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する ただし異動事由に“04:合併による新規”を設定した場合は編入前の市町村が設定した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 3	居宅サービス計画作成区分コード	設定不要	居宅サービス計画作成区分コードを設定する
2 4	居宅介護支援事業所番号	設定不要	居宅介護支援事業所の番号を設定する（居宅サービス計画作成区分コードが“2:自己作成”の場合は省略可）
2 5	居宅サービス計画適用開始年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 6	居宅サービス計画適用終了年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 7	訪問通所サービス	支給限度基準額	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する
2 8		上限管理適用期間開始年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 9		上限管理適用期間終了年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 0	短期入所サービス	支給限度基準額※1	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する
3 1		上限管理適用期間開始年月日※1	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 2		上限管理適用期間終了年月日※1	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する



項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
33	公費負担上限額減額の有無		設定不要	公費負担上限額減額の有無を設定する
34	償還払化開始年月日		設定不要	償還払化開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
35	償還払化終了年月日		設定不要	償還払化終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
36	給付率引下げ開始年月日		設定不要	給付率引下げ開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
37	給付率引下げ終了年月日		設定不要	給付率引下げ終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
38	減免申請中区分コード		設定不要	減免申請中区分コードを設定する(省略可)
39	利用者負担減免・旧措置入所者	利用者負担区分コード	設定不要	利用者負担区分コードを設定する(省略可)
40		給付率※10	設定不要	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する(省略可)
41		適用開始年月日	設定不要	給付率の適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
42		適用終了年月日	設定不要	給付率の適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード※2	設定不要	標準負担区分コードを設定する(省略可)
44		負担額※2	設定不要	負担額を設定する(省略可)
45		負担額適用開始年月日※2	設定不要	負担額適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
46		負担額適用終了年月日※2	設定不要	負担額適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード※3	設定不要	特定入所者認定申請中区分コードを設定する(省略可)
48		特定入所者介護サービス区分コード※3	設定不要	特定入所者介護サービス区分コードを設定する(省略可)
49		課税層の特例減額措置対象※3	設定不要	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する(省略可)
50		食費負担限度額※3	設定不要	食費負担限度額を設定する(省略可)

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
5 1	特定入所者介護サービス	居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)
5 2		居住費(ユニット型準個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型準個室)負担限度額を設定する(省略可)
5 3		居住費(従来型個室(特養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する(省略可)
5 4		居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する(省略可)
5 5		居住費(多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(多床室)負担限度額を設定する(省略可)
5 6		負担限度額適用開始年月日※3	設定不要	負担限度額適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
5 7		負担限度額適用終了年月日※3	設定不要	負担限度額適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
5 8	社会福祉法人軽減情報	軽減率※3	設定不要	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する(省略可)
5 9		軽減率適用開始年月日※3	設定不要	軽減率の適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
6 0		軽減率適用終了年月日※3	設定不要	軽減率の適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
6 1	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4		設定不要	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無を設定する(省略可)
6 2	医療資格	後期高齢者 保険者番号(後期)※5	設定不要	保険者番号(後期)を設定する(省略可)
6 3		被保険者番号(後期)※5	設定不要	被保険者番号(後期)を設定する(省略可)
6 4	国民健康保険資格	保険者番号(国保)※5	設定不要	保険者番号(国保)を設定する(省略可)
6 5		被保険者証番号(国保)※5	設定不要	被保険者証番号(国保)を設定する(省略可)
6 6		個人番号(国保)※5	設定不要	個人番号(国保)を設定する(省略可)
6 7	二次予防事業区分コード※6		設定不要	二次予防事業区分コードを設定する(省略可)
6 8	二次予防事業有効期間開始年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間開始年月日を設定する(省略可)
6 9	二次予防事業有効期間終了年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間終了年月日を設定する(省略可)

項番	項目名		編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	設定不要	住所地特例対象者区分コードを設定する（省略可）
71		施設所在保険者番号※7、※8	設定不要	施設所在保険者番号を設定する（省略可）
72		住所地特例適用開始年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用開始年月日を設定する（省略可）
73		住所地特例適用終了年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用終了年月日を設定する（省略可）
74	介護サービス 特定入所者	居住費（新1）負担限度額※11	設定不要	居住費（新1）負担限度額を設定する（省略可）
75		居住費（新2）負担限度額※11	設定不要	居住費（新2）負担限度額を設定する（省略可）
76		居住費（新3）負担限度額※11	設定不要	居住費（新3）負担限度額を設定する（省略可）
77	二割負担	適用開始年月日※9、※10	設定不要	適用開始年月日を設定する（省略可）
78		適用終了年月日※9	設定不要	適用終了年月日を設定する（省略可）

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要（省略可能）とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り（異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要）とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

- ※7 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※8 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、平成 27 年 4 月 1 日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。
- ※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。
- ※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。
- ※11 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

- (3) ケース3：広域連合内の市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設（政令市においては行政区と行政区の合併による行政区の新設）

ケース3では広域連合の保険者から受給者の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

合併する広域連合内の各市町村および新設された市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

合併前の各市町村から必要なインタフェース

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）

広域連合の保険者から必要なインタフェース

- ・合併前の各市町村の広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）（識別番号：5611）
- ・新設された市町村の広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）（識別番号：5611）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

② 設定する項目の内容

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	“5H11”（固定値）
2	異動年月日	合併により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	“1:新規”を設定
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	証記載保険者番号	合併前の市町村の証記載保険者番号を設定	新設された市町村の証記載保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
8	適用開始年月	設定不要	新設された保険者としての効力が発生する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する
9	適用終了年月	合併により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	設定不要
10	サービス名称	設定不要	サービス名称を設定する
11	単位数	設定不要	単位数を設定する
12	算定単位	設定不要	算定単位を設定する
13	制限日数・回数	設定不要	制限日数・回数を設定する
14	算定回数制限期間	設定不要	算定回数制限期間を設定する
15	支給限度額対象区分	設定不要	支給限度額対象区分を設定する
16	給付率	設定不要	給付率を設定する
17	利用者負担額	設定不要	利用者負担額を設定する
18	事業対象者実施区分	設定不要	事業対象者実施区分を設定する
19	要支援1受給者実施区分	設定不要	要支援1受給者実施区分を設定する
20	要支援2受給者実施区分	設定不要	要支援2受給者実施区分を設定する

・ 合併前の各市町村の広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号		インタフェースの提供は不要	“5611”（固定値）
2	異動年月日			合併により各市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“3:終了”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
6	市町村 （行政区） 情報	市町村番号（行政区番号）		合併前の市町村の番号を設定する
7		有効開始日		設定不要
8		有効終了日		合併により各市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する

・ 新設された市町村の広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号		インタフェースの提供は不要	“5611”（固定値）
2	異動年月日			新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“1:新規”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
6	市町村 （行政区） 情報	市町村番号（行政区番号）		合併後の市町村の番号を設定する
7		有効開始日		新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
8		有効終了日		設定不要

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5311”（固定値）
2	異動年月日		市町村が合併し市町村が新設された日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“2:変更”を設定する
4	異動事由		“99:その他異動”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）		設定不要
8	生年月日		設定不要
9	性別コード		設定不要
10	資格取得年月日		設定不要
11	資格喪失年月日		設定不要
12	老人保健市町村番号		設定不要
13	老人保健受給者番号		設定不要
14	公費負担者番号		設定不要
15	広域連合（政令市）保険者番号		広域連合の保険者番号を設定する
16	申請種別コード		設定不要
17	変更申請中区分コード		設定不要
18	申請年月日		設定不要
19	みなし要介護区分コード		設定不要
20	要介護状態区分コード		設定不要
21	認定有効期間（開始年月日）		設定不要
22	認定有効期間（終了年月日）		設定不要
23	居宅サービス計画作成区分コード		設定不要
24	居宅介護支援事業所番号		設定不要
25	居宅サービス計画適用開始年月日		設定不要
26	居宅サービス計画適用終了年月日		設定不要



項番	項目名		合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
27	訪問通所サービス	支給限度基準額	インターフェースの提供は不要	設定不要
28		上限管理適用期間開始年月日		設定不要
29		上限管理適用期間終了年月日		設定不要
30	短期入所サービス	支給限度基準額※1		設定不要
31		上限管理適用期間開始年月日※1		設定不要
32		上限管理適用期間終了年月日※1		設定不要
33	公費負担上限額減額の有無			設定不要
34	償還払化開始年月日			設定不要
35	償還払化終了年月日			設定不要
36	給付率引下げ開始年月日			設定不要
37	給付率引下げ終了年月日			設定不要
38	減免申請中区分コード			設定不要
39	旧措置入所者 利用者負担減免	利用者負担区分コード		設定不要
40		給付率※10		設定不要
41		適用開始年月日		設定不要
42		適用終了年月日		設定不要
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード※2		設定不要
44		負担額※2		設定不要
45		負担額適用開始年月日※2		設定不要
46		負担額適用終了年月日※2		設定不要
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード※3	設定不要	
48		特定入所者介護サービス区分コード※3	設定不要	
49		課税層の特例減額措置対象※3	設定不要	

項番	項目名		合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
5 0	特定入所者介護サービス	食費負担限度額※3	インタフェースの提供は不要	設定不要
5 1		居住費（ユニット型個室）負担限度額※3		設定不要
5 2		居住費（ユニット型準個室）負担限度額※3		設定不要
5 3		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3		設定不要
5 4		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3		設定不要
5 5		居住費（多床室）負担限度額※3		設定不要
5 6		負担限度額適用開始年月日※3		設定不要
5 7		負担限度額適用終了年月日※3		設定不要
5 8	社会福祉法人 軽減情報	軽減率※3		設定不要
5 9		軽減率適用開始年月日※3		設定不要
6 0		軽減率適用終了年月日※3		設定不要
6 1	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4			設定不要
6 2	医療資格 後期高齢者	保険者番号（後期）※5		設定不要
6 3		被保険者番号（後期）※5		設定不要
6 4	国民健康 保険資格	保険者番号（国保）※5		設定不要
6 5		被保険者証番号（国保）※5		設定不要
6 6		個人番号（国保）※5		設定不要
6 7	二次予防事業区分コード※6			設定不要
6 8	二次予防事業有効期間開始年月日※6			設定不要
6 9	二次予防事業有効期間終了年月日※6			設定不要
7 0	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	設定不要	
7 1		施設所在保険者番号※7、※8	設定不要	
7 2		住所地特例適用開始年月日※7、※8	設定不要	
7 3		住所地特例適用終了年月日※7、※8	設定不要	

項番	項目名		合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
74	介護特定入所者サービス	居住費（新1）負担 限度額※11	インタフェースの提供は不要	設定不要
75		居住費（新2）負担 限度額※11		設定不要
76		居住費（新3）負担 限度額※11		設定不要
77	負担二割	適用開始年月日※ 9、※10		設定不要
78		適用終了年月日※9		設定不要

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要（省略可能）とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り（異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要）とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※7 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※8 平成27年4月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、平成27年4月1日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

- ※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。
- ※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。
- ※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(4) ケース4：広域連合内市町村の他の市町村への編入（政令市においては行政区の他の行政区への編入）

ケース4では広域連合の保険者から受給者の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

編入する広域連合内の市町村および編入先の市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

編入する市町村から必要なインタフェース

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）

編入先の市町村から必要なインタフェース

- ・不要

広域連合の保険者から必要なインタフェース

- ・広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）（識別番号：5611）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

② 設定する項目の内容

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	インタフェースの提供は不要
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	証記載保険者番号	編入前の市町村の証記載保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	適用開始年月	設定不要	

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
9	適用終了年月	編入により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	インターフェースの提供は不要
10	サービス名称	設定不要	
11	単位数	設定不要	
12	算定単位	設定不要	
13	制限日数・回数	設定不要	
14	算定回数制限期間	設定不要	
15	支給限度額対象区分	設定不要	
16	給付率	設定不要	
17	利用者負担額	設定不要	
18	事業対象者実施区分	設定不要	
19	要支援1受給者実施区分	設定不要	
20	要支援2受給者実施区分	設定不要	

・ 広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号		インタフェースの提供は不要	“5611”（固定値）
2	異動年月日			編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“3:終了”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
6	市町村 情報 （行政区）	市町村番号（行政区番号）		編入前の市町村の番号を設定する
7		有効開始日		設定不要
8		有効終了日		編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する

・ 受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5311”（固定値）
2	異動年月日		編入先市町村への編入日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“2:変更”を設定する
4	異動事由		“99:その他異動”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）		設定不要
8	生年月日		設定不要
9	性別コード		設定不要
10	資格取得年月日		設定不要
11	資格喪失年月日		設定不要
12	老人保健市町村番号		設定不要
13	老人保健受給者番号		設定不要
14	公費負担者番号		設定不要
15	広域連合（政令市）保険者番号		広域連合の保険者番号を設定する
16	申請種別コード		設定不要
17	変更申請中区分コード		設定不要
18	申請年月日		設定不要
19	みなし要介護区分コード		設定不要
20	要介護状態区分コード		設定不要
21	認定有効期間（開始年月日）		設定不要
22	認定有効期間（終了年月日）		設定不要
23	居宅サービス計画作成区分コード		設定不要
24	居宅介護支援事業所番号		設定不要
25	居宅サービス計画適用開始年月日		設定不要
26	居宅サービス計画適用終了年月日		設定不要



項番	項目名		編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
27	訪問通所サービス	支給限度基準額	インターフェースの提供は不要	設定不要
28		上限管理適用期間開始年月日		設定不要
29		上限管理適用期間終了年月日		設定不要
30	短期入所サービス	支給限度基準額※1		設定不要
31		上限管理適用期間開始年月日※1		設定不要
32		上限管理適用期間終了年月日※1		設定不要
33	公費負担上限額減額の有無			設定不要
34	償還払化開始年月日			設定不要
35	償還払化終了年月日			設定不要
36	給付率引下げ開始年月日			設定不要
37	給付率引下げ終了年月日			設定不要
38	減免申請中区分コード			設定不要
39	利用者負担減免 旧措置入所者	利用者負担区分コード		設定不要
40		給付率※10		設定不要
41		適用開始年月日		設定不要
42		適用終了年月日		設定不要
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード※2		設定不要
44		負担額※2		設定不要
45		負担額適用開始年月日※2	設定不要	
46		負担額適用終了年月日※2	設定不要	
47	特定入所者認定申請中区分コード※3		設定不要	
48	特定入所者介護サービス区分コード※3		設定不要	

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
49	特定入所者介護サービス	課税層の特例減額措置対象※3	設定不要
50		食費負担限度額※3	設定不要
51		居住費（ユニット型個室）負担限度額※3	設定不要
52		居住費（ユニット型準個室）負担限度額※3	設定不要
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3	設定不要
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3	設定不要
55		居住費（多床室）負担限度額※3	設定不要
56		負担限度額適用開始年月日※3	設定不要
57		負担限度額適用終了年月日※3	設定不要
58	社会福祉法人 軽減情報	軽減率※3	設定不要
59		軽減率適用開始年月日※3	設定不要
60		軽減率適用終了年月日※3	設定不要
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4		設定不要
62	医療資格 後期高齢者	保険者番号（後期）※5	設定不要
63		被保険者番号（後期）※5	設定不要
64	国民健康 保険資格	保険者番号（国保）※5	設定不要
65		被保険者証番号（国保）※5	設定不要
66		個人番号（国保）※5	設定不要
67	二次予防事業区分コード※6		設定不要
68	二次予防事業有効期間開始年月日※6		設定不要
69	二次予防事業有効期間終了年月日※6		設定不要
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	設定不要
71		施設所在保険者番号※7、※8	設定不要

インタフェースの提供は不要

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容	
72	住所地特例適用開始年月日※7、※8	インタフェースの提供は不要	設定不要	
73	住所地特例適用終了年月日※7、※8		設定不要	
74	介護特定入所者サービス 居住費（新1）負担限度額※11		設定不要	
75			居住費（新2）負担限度額※11	設定不要
76			居住費（新3）負担限度額※11	設定不要
77	負担二割 適用開始年月日※9、※10		設定不要	
78			適用終了年月日※9	設定不要

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※7 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※8 平成27年4月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。

※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。

※11 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(5) ケース5：市町村の広域連合への編入（政令市においては市町村から行政区として政令市への編入）

ケース5では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、編入される広域連合から構成市町村の「変更」情報および受給者の新規登録情報が必要となります。

① 必要なインターフェースの種類

編入する市町村から必要なインターフェース

- ・保険者異動連絡票情報（識別番号：5411）
- ・市町村固有異動連絡票情報（識別番号：5511）
- ・地域密着型サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5F11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5G11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）（但し、市町村番号（証記載保険者番号）が変更されない場合は不要）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

編入先の広域連合から必要なインターフェース

- ・広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）（識別番号：5611）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）（但し、市町村番号（証記載保険者番号）が変更されない場合は不要）

② 設定する項目の内容

・保険者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5411”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定	
6	保険者名（カナ）	設定不要	
7	保険者名（漢字）	設定不要	
8	有効開始日	設定不要	

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
9	有効終了日	編入により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	インターフェースの提供は不要
10	保険者区分	“1:単独保険者”を設定する	
11	郵便番号	設定不要	
12	電話番号	設定不要	
13	住所（カナ）	設定不要	
15	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月※1	設定不要	
16	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月※1	設定不要	
17	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月※1	設定不要	

※1 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。

このページは空白です。

・ 広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号		インタフェースの提供は不要	“5611”（固定値）
2	異動年月日			編入により市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“2:変更”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
6	市町村 情報 (行政区)	市町村番号（行政区番号）		編入する市町村の番号を設定する
7		有効開始日		編入した市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
8		有効終了日		設定不要



・市町村固有異動連絡票情報

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容	
1	交換情報識別番号		“5511”（固定値）	インターフェースの提供は不要	
2	異動年月日		編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
3	異動区分コード		“3:終了”を設定する		
4	異動事由		“01”（固定値）		
5	保険者番号		編入前の保険者の保険者番号を設定する		
6	有効開始日		設定不要		
7	有効終了日		編入により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
8	居宅介護サービス費区分支給限度基準額	訪問通所要介護1	設定不要		
9		訪問通所要介護2	設定不要		
10		訪問通所要介護3	設定不要		
11		訪問通所要介護4	設定不要		
12		訪問通所要介護5	設定不要		
13		短期入所要介護1 ※1	設定不要		
14		短期入所要介護2 ※1	設定不要		
15		短期入所要介護3 ※1	設定不要		
16		短期入所要介護4 ※1	設定不要		
17		短期入所要介護5 ※1	設定不要		
18	居宅介護サービス費種類 支給限度基準額	訪問介護	要介護1		設定不要
19			要介護2		設定不要
20			要介護3		設定不要
21			要介護4		設定不要
22			要介護5		設定不要

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容	
23	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	訪問入浴介護	要介護1	設定不要	インターフェースの提供は不要
24			要介護2	設定不要	
25			要介護3	設定不要	
26			要介護4	設定不要	
27			要介護5	設定不要	
28		訪問看護	要介護1	設定不要	
29			要介護2	設定不要	
30			要介護3	設定不要	
31			要介護4	設定不要	
32			要介護5	設定不要	
33		訪問リハビリテーション	要介護1	設定不要	
34			要介護2	設定不要	
35			要介護3	設定不要	
36			要介護4	設定不要	
37			要介護5	設定不要	
38		通所介護	要介護1	設定不要	
39			要介護2	設定不要	
40			要介護3	設定不要	
41			要介護4	設定不要	
42			要介護5	設定不要	
43		通所リハビリテーション	要介護1	設定不要	
44			要介護2	設定不要	
45			要介護3	設定不要	
46			要介護4	設定不要	
47			要介護5	設定不要	
48		福祉用具貸与	要介護1	設定不要	
49			要介護2	設定不要	
50			要介護3	設定不要	
51			要介護4	設定不要	
52			要介護5	設定不要	
53	生活介護 短期入所	要介護1※2	設定不要		
54		要介護2※2	設定不要		
55		要介護3※2	設定不要		
56		要介護4※2	設定不要		
57		要介護5※2	設定不要		
58	短期入所療養介護	要介護1※2	設定不要		
59		要介護2※2	設定不要		
60		要介護3※2	設定不要		
61		要介護4※2	設定不要		
62		要介護5※2	設定不要		

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
63	区分 住宅 支援 サー ビス 費 給 限 度 基 準 額	訪問通所	設定不要	インターフェースの提供は不要
64		短期入所※1	設定不要	
65	住宅 支援 サー ビス 費 種 類 支 給 限 度 基 準 額	訪問介護	設定不要	インターフェースの提供は不要
66		訪問入浴介護	設定不要	
67		訪問看護	設定不要	
68		訪問リハビリテーション	設定不要	
69		通所介護	設定不要	
70		通所リハビリテーション	設定不要	
71		福祉用具貸与	設定不要	
72		短期入所生活介護※2	設定不要	
73		短期入所療養介護※2	設定不要	
74	基準該当訪問介護サービス費比率		設定不要	インターフェースの提供は不要
75	基準該当訪問入浴サービス費比率		設定不要	
76	基準該当通所介護サービス費比率		設定不要	
77	基準該当短期入所生活介護サービス費比率		設定不要	
78	基準該当福祉用具貸与サービス費比率		設定不要	
79	基準該当住宅支援サービス費比率		設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容	
80	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	夜間対応型訪問介護	経過的要介護	設定不要	インターフェースの提供は不要
81			要介護1	設定不要	
82			要介護2	設定不要	
83			要介護3	設定不要	
84			要介護4	設定不要	
85			要介護5	設定不要	
86		認知症対応型通所介護	経過的要介護	設定不要	
87			要介護1	設定不要	
88			要介護2	設定不要	
89			要介護3	設定不要	
90			要介護4	設定不要	
91			要介護5	設定不要	
92		介護予防サービス費区分 支給限度基準額	要支援1※3	設定不要	
93			要支援2※3	設定不要	
94	介護予防サービス費区分 入浴介護	介護予防訪問 要支援1※3	設定不要		
95		要支援2※3	設定不要		
96	介護予防サービス費種類 訪問看護	介護予防 要支援1※3	設定不要		
97		要支援2※3	設定不要		
98	介護予防サービス費種類 リハビリテーション 支給限度基準額	介護予防訪問 要支援1※3	設定不要		
99		要支援2※3	設定不要		

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
100	介護予防サービス費種類支給限度基準額	介護予防福祉用具貸与	要支援 1 ※ 3	設定不要
101			要支援 2 ※ 3	設定不要
102		介護予防短期入所生活介護	要支援 1 ※ 3	設定不要
103			要支援 2 ※ 3	設定不要
104		介護予防短期入所療養介護	要支援 1 ※ 3	設定不要
105			要支援 2 ※ 3	設定不要
106		介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1	設定不要
107			要支援 2	設定不要
108	基準該当介護予防訪問介護サービス費比率※ 3		設定不要	インターフェースの提供は不要
109	基準該当介護予防訪問入浴サービス費比率※ 3		設定不要	
110	基準該当介護予防通所介護サービス費比率※ 3		設定不要	
111	基準該当介護予防短期入所生活介護サービス費比率※ 3		設定不要	
112	基準該当介護予防福祉用具貸与サービス費比率※ 3		設定不要	
113	基準該当介護予防支援サービス費比率※ 3		設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
114	介護予防・日常生活支援 総合事業費（経過措置） 区分支給限度基準額	二次予防※4	設定不要	インターフェースの提供は 不要
115		要支援1※4	設定不要	
116		要支援2※4	設定不要	
117	訪問型予防 サービス	二次予防※4	設定不要	
118		要支援1※4	設定不要	
119		要支援2※4	設定不要	
120	通所型予防 サービス	二次予防※4	設定不要	
121		要支援1※4	設定不要	
122		要支援2※4	設定不要	
123	生活支援サー ビス（配食）	二次予防※4	設定不要	
124		要支援1※4	設定不要	
125		要支援2※4	設定不要	
126	生活支援サー ビス（見守り）	二次予防※4	設定不要	
127		要支援1※4	設定不要	
128		要支援2※4	設定不要	
129	生活支援サー ビス（その他）	二次予防※4	設定不要	
130		要支援1※4	設定不要	
131		要支援2※4	設定不要	
132	ケアマネジ メント	二次予防※4	設定不要	
133		要支援1※4	設定不要	
134		要支援2※4	設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する 内容	編入先の広域連合が設定する 内容
135	介護予防訪問 入浴介護	要支援 1 ※ 4	設定不要	インターフェースの提供は 不要
136		要支援 2 ※ 4	設定不要	
137	訪問看護 介護予防	要支援 1 ※ 4	設定不要	
138		要支援 2 ※ 4	設定不要	
139	介護予防訪問リハ モニターション	要支援 1 ※ 4	設定不要	
140		要支援 2 ※ 4	設定不要	
141	介護予防通所リハ モニターション	要支援 1 ※ 4	設定不要	
142		要支援 2 ※ 4	設定不要	
143	介護予防福祉 用具貸与	要支援 1 ※ 4	設定不要	
144		要支援 2 ※ 4	設定不要	
145	介護予防短期 入所生活介護	要支援 1 ※ 4	設定不要	
146		要支援 2 ※ 4	設定不要	
147	介護予防短期入所療 養介護（介護老人 保健施設）	要支援 1 ※ 4	設定不要	
148		要支援 2 ※ 4	設定不要	
149	介護予防短期入所療 養介護（介護療養型 医療施設等）	要支援 1 ※ 4	設定不要	
150		要支援 2 ※ 4	設定不要	

項番	項目名		編入する市町村が設定する 内容	編入先の広域連合が設定する 内容
151	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置） 種類支給限度基準額	療養管理指導 介護予防居宅	要支援 1 ※ 4	設定不要
152			要支援 2 ※ 4	設定不要
153		入居者生活介護 介護予防特定施設	要支援 1 ※ 4	設定不要
154			要支援 2 ※ 4	設定不要
155		対応型通所介護 介護予防認知症	要支援 1 ※ 4	設定不要
156			要支援 2 ※ 4	設定不要
157		多機能型居宅介護 介護予防小規模	要支援 1 ※ 4	設定不要
158			要支援 2 ※ 4	設定不要
159		生活介護（短期利用型以外） 介護予防認知症対応型共同	要支援 2 ※ 4	設定不要
160		生活介護（短期利用型） 介護予防認知症対応型共同	要支援 2 ※ 4	設定不要

インターフェースの提供は  
不要



- ※1 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックを行わず省略されたものとみなす。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※3 有効開始日が平成 18 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※4 有効開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・地域密着型サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5F11”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	有効開始日	設定不要	
9	有効終了日	編入により保険者としての効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
10	単位数	設定不要	

介護給付費単位数表に設定された単位数（厚生労働大臣が定めた単位数）と同じであれば地域密着型サービスコード異動連絡票情報は不要。

・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5G11” (固定値)	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	
4	異動事由	“01” (固定値)	
5	保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	適用開始年月	設定不要	
9	適用終了年月	編入により保険者としての効力が消滅する年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する	
10	サービス名称	設定不要	
11	単位数	設定不要	
12	算定単位	設定不要	
13	制限日数・回数	設定不要	
14	算定回数制限期間	設定不要	
15	支給限度額対象区分	設定不要	
16	利用者負担定率/定額区分	設定不要	
17	給付率	設定不要	
18	利用者負担額	設定不要	
19	二次予防事業対象者実施区分	設定不要	
20	要支援1受給者実施区分	設定不要	
21	要支援2受給者実施区分	設定不要	

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	“5H11”（固定値）
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	編入先広域連合により市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定	“1:新規”を設定する
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	証記載保険者番号	編入前の市町村の証記載保険者番号を設定	編入先広域連合の市町村の証記載保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する
8	適用開始年月	設定不要	編入先広域連合により保険者としての効力が発生する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する
9	適用終了年月	編入により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	設定不要
10	サービス名称	設定不要	サービス名称を設定する
11	単位数	設定不要	単位数を設定する
12	算定単位	設定不要	算定単位を設定する
13	制限日数・回数	設定不要	制限日数・回数を設定する
14	算定回数制限期間	設定不要	算定回数制限期間を設定する
15	支給限度額対象区分	設定不要	支給限度額対象区分を設定する
16	給付率	設定不要	給付率を設定する
17	利用者負担額	設定不要	利用者負担額を設定する
18	事業対象者実施区分	設定不要	事業対象者実施区分を設定する
19	要支援1受給者実施区分	設定不要	要支援1受給者実施区分を設定する
20	要支援2受給者実施区分	設定不要	要支援2受給者実施区分を設定する

※ 編入先後で証記載保険者番号が変わらない場合は提出不要

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の広域連合が設定する 内容
1	交換情報識別番号	“5311”（固定値）	“5311”（固定値）
2	異動年月日	編入により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	編入先広域連合での被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“3:終了”を設定する	“1:新規”を設定する
4	異動事由	“02:受給資格喪失”を設定する	“01:受給資格取得”もしくは“04:合併による新規”を設定する
5	証記載保険者番号	編入前の市町村の保険者番号を設定する	編入先広域連合の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号	編入前の市町村で付番されていた被保険者番号を設定する	編入先広域連合で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）	設定不要	被保険者氏名をカナ文字で設定する
8	生年月日	設定不要	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
9	性別コード	設定不要	性別コードを設定する
10	資格取得年月日	設定不要	編入により広域連合での被保険者資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
11	資格喪失年月日	編入により前市町村の被保険者資格を喪失する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
12	老人保健市町村番号	設定不要	老人保健市町村番号を設定する（省略可）
13	老人保健受給者番号	設定不要	老人保健受給者番号を設定する（省略可）
14	公費負担者番号	設定不要	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する
15	広域連合（政令市）保険者番号	設定不要	広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
16	申請種別コード	設定不要	“1:新規申請”を設定
17	変更申請中区分コード	設定不要	設定不要
18	申請年月日	設定不要	設定不要
19	みなし要介護区分コード	設定不要	みなし要介護区分コードを設定する
20	要介護状態区分コード	設定不要	要介護状態区分コードを設定する

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
2 1	認定有効期間（開始年月日）	設定不要	編入先広域連合で認定が有効となる日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 2	認定有効期間（終了年月日）	設定不要	認定有効期間（開始年月日）から月を単位として3月以上経過した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する ただし異動事由に“04:合併による新規”を設定した場合は編入前の市町村が設定した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 3	居宅サービス計画作成区分コード	設定不要	居宅サービス計画作成区分コードを設定する
2 4	居宅介護支援事業所番号	設定不要	居宅介護支援事業所の番号を設定する（居宅サービス計画作成区分コードが“2:自己作成”の場合は省略可）
2 5	居宅サービス計画適用開始年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 6	居宅サービス計画適用終了年月日	設定不要	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
2 7	訪問通所サービス	支給限度基準額	設定不要 被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する
2 8		上限管理適用期間開始年月日	設定不要 訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
2 9		上限管理適用期間終了年月日	設定不要 訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 0	短期入所サービス	支給限度基準額※1	設定不要 被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する
3 1		上限管理適用期間開始年月日※1	設定不要 短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3 2		上限管理適用期間終了年月日※1	設定不要 短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
33	公費負担上限額減額の有無	設定不要	公費負担上限額減額の有無を設定する
34	償還払化開始年月日	設定不要	償還払化開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
35	償還払化終了年月日	設定不要	償還払化終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
36	給付率引下げ開始年月日	設定不要	給付率引下げ開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
37	給付率引下げ終了年月日	設定不要	給付率引下げ終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
38	減免申請中区分コード	設定不要	減免申請中区分コードを設定する(省略可)
39	利用者負担区分コード	設定不要	利用者負担区分コードを設定する(省略可)
40	給付率※10	設定不要	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する(省略可)
41	適用開始年月日	設定不要	給付率の適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
42	適用終了年月日	設定不要	給付率の適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
43	標準負担区分コード※2	設定不要	標準負担区分コードを設定する(省略可)
44	負担額※2	設定不要	負担額を設定する(省略可)
45	負担額適用開始年月日※2	設定不要	負担額適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
46	負担額適用終了年月日※2	設定不要	負担額適用終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する(省略可)
47	特定入所者認定申請中区分コード※3	設定不要	特定入所者認定申請中区分コードを設定する(省略可)
48	特定入所者介護サービス区分コード※3	設定不要	特定入所者介護サービス区分コードを設定する(省略可)
49	課税層の特例減額措置対象※3	設定不要	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する(省略可)
50	食費負担限度額※3	設定不要	食費負担限度額を設定する(省略可)
51	居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)

項番	項目名		編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
52	特定入所者介護サービス	居住費（ユニット型準個室）負担限度額※3	設定不要	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する（省略可）
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3	設定不要	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する（省略可）
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3	設定不要	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する（省略可）
55		居住費（多床室）負担限度額※3	設定不要	居住費（多床室）負担限度額を設定する（省略可）
56		負担限度額適用開始年月日※3	設定不要	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
57		負担限度額適用終了年月日※3	設定不要	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
58		社会福祉法人軽減情報	軽減率※3	設定不要
59	軽減率適用開始年月日※3		設定不要	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
60	軽減率適用終了年月日※3		設定不要	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4		設定不要	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無を設定する（省略可）
62	医療資格 後期高齢者	保険者番号（後期）※5	設定不要	保険者番号（後期）を設定する（省略可）
63		被保険者番号（後期）※5	設定不要	被保険者番号（後期）を設定する（省略可）
64	国民健康 保険資格	保険者番号（国保）※5	設定不要	保険者番号（国保）を設定する（省略可）
65		被保険者証番号（国保）※5	設定不要	被保険者証番号（国保）を設定する（省略可）
66		個人番号（国保）※5	設定不要	個人番号（国保）を設定する（省略可）
67	二次予防事業区分コード※6		設定不要	二次予防事業区分コードを設定する（省略可）
68	二次予防事業有効期間開始年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間開始年月日を設定する（省略可）
69	二次予防事業有効期間終了年月日※6		設定不要	二次予防事業有効期間終了年月日を設定する（省略可）
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	設定不要	住所地特例対象者区分コードを設定する（省略可）
71		施設所在保険者番号※7、※8	設定不要	施設所在保険者番号を設定する（省略可）
72		住所地特例適用開始年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用開始年月日を設定する（省略可）



項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
73	住所地特例適用終了年月日※7、※8	設定不要	住所地特例適用終了年月日を設定する（省略可）
74	介護サービス 特定入所者	居住費（新1）負担限度額※11	居住費（1新）負担限度額を設定する（省略可）
75		居住費（新2）負担限度額※11	居住費（新2）負担限度額を設定する（省略可）
76		居住費（新3）負担限度額※11	居住費（新3）負担限度額を設定する（省略可）
77	二割負担	適用開始年月日※9、※10	適用開始年月日を設定する（省略可）
78		適用終了年月日※9	適用終了年月日を設定する（省略可）

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要（省略可能）とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り（異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要）とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※7 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の場合は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※8 平成27年4月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。

※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。

※11 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(6) ケース6：広域連合からの脱退による市町村の新設（政令市においては行政区から市町村の新設）

ケース6では新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードおよび受給者の新規登録情報と広域連合から、脱退する市町村の情報および受給者の「終了」情報が必要となります。

① 必要なインタフェースの種類

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・保険者異動連絡票情報（識別番号：5411）
- ・市町村固有異動連絡票情報（識別番号：5511）
- ・地域密着型サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5F11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5G11）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）（但し、市町村番号（証記載保険者番号）が変更されない場合は不要）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）

広域連合から必要なインタフェース

- ・広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）（識別番号：5611）
- ・受給者異動連絡票情報（識別番号：5311）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報（識別番号：5H11）（但し、市町村番号（証記載保険者番号）が変更されない場合は不要）

② 設定する項目の内容

・保険者異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5411”（固定値）	インタフェースの提供は不要
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	
6	保険者名（カナ）	新設された保険者の名称をカナ文字で設定する（省略可）	

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
7	保険者名（漢字）	新設された保険者の名称を全角文字で設定する	インタフェースの提供は不要
8	有効開始日	新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
9	有効終了日	設定不要	
10	保険者区分	“1:単独保険者”を設定する	
11	郵便番号	郵便番号を設定する（省略可）	
12	電話番号	新設された市町村の電話番号を設定する	
13	住所（カナ）	新設された市町村の住所をカナ文字で設定する（省略可）	
14	住所（漢字）	新設された市町村の住所を全角文字で設定する	
15	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月※1	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月を設定する（省略可）	
16	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月※1	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月を設定する（省略可）	
17	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月※1	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月を設定する（省略可）	

※1 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。

・ 広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号		インターフェースの提供は不要	“5611”（固定値）
2	異動年月日			脱退により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“3:終了”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
6	市町村 情報 (行政区)	市町村番号（行政区番号）		脱退前の市町村の番号を設定する
7		有効開始日		設定不要
8		有効終了日		脱退により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する

・市町村固有異動連絡票情報

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容	
1	交換情報識別番号		“5511”（固定値）	インターフェースの提供は不要	
2	異動年月日		新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する		
4	異動事由		“01”（固定値）		
5	保険者番号		新設された保険者の保険者番号を設定する		
6	有効開始日		新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
7	有効終了日		設定不要		
8	居宅介護サービス費区分支給限度基準額	訪問通所要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する		
9		訪問通所要介護2	同上		
10		訪問通所要介護3	同上		
11		訪問通所要介護4	同上		
12		訪問通所要介護5	同上		
13		短期入所要介護1 ※1	6月間の限度額を日数で設定する		
14		短期入所要介護2 ※1	同上		
15		短期入所要介護3 ※1	同上		
16		短期入所要介護4 ※1	同上		
17		短期入所要介護5 ※1	同上		
18	居宅介護サービス費種類 支給限度基準額	訪問介護	要介護1		1月間の限度額を単位数で設定する
19			要介護2		同上
20			要介護3		同上
21			要介護4		同上
22			要介護5		同上

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容	
23	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	訪問入浴介護	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	インターフェースの提供は不要
24			要介護2	同上	
25			要介護3	同上	
26			要介護4	同上	
27			要介護5	同上	
28		訪問看護	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	
29			要介護2	同上	
30			要介護3	同上	
31			要介護4	同上	
32			要介護5	同上	
33		訪問リハビリテーション	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	
34			要介護2	同上	
35			要介護3	同上	
36			要介護4	同上	
37			要介護5	同上	
38		通所介護	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	
39			要介護2	同上	
40			要介護3	同上	
41			要介護4	同上	
42			要介護5	同上	
43		通所リハビリテーション	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	
44			要介護2	同上	
45			要介護3	同上	
46			要介護4	同上	
47			要介護5	同上	
48		福祉用具貸与	要介護1	1月間の限度額を単位数で設定する	
49			要介護2	同上	
50			要介護3	同上	
51			要介護4	同上	
52			要介護5	同上	
53		短期入所生活介護	要介護1※2	1月間の限度額を単位数で設定する	
54	要介護2※2		同上		
55	要介護3※2		同上		
56	要介護4※2		同上		
57	要介護5※2		同上		

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
58	短期入所療養介護	要介護1※2	1月間の限度額を単位数で設定する	インターフェースの提供は不要
59		要介護2※2	同上	
60		要介護3※2	同上	
61		要介護4※2	同上	
62		要介護5※2	同上	
63	区分支給限度基準額 居宅支援サービス費	訪問通所	1月間の限度額を単位数で設定する	
64		短期入所※1	6月間の限度額を日数で設定する	
65	居宅支援サービス費種類支給限度基準額	訪問介護	1月間の限度額を単位数で設定する	
66		訪問入浴介護	同上	
67		訪問看護	同上	
68		訪問リハビリテーション	同上	
69		通所介護	同上	
70		通所リハビリテーション	同上	
71		福祉用具貸与	同上	
72		短期入所生活介護※2	同上	
73		短期入所療養介護※2	同上	
74	基準該当訪問介護サービス費比率		指定訪問介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する(設定が無い場合は“100”を設定する)	
75	基準該当訪問入浴サービス費比率		指定訪問入浴サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する(設定が無い場合は“100”を設定する)	
76	基準該当通所介護サービス費比率		指定通所介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する(設定が無い場合は“100”を設定する)	



項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容		
77	基準該当短期入所生活介護サービス費比率	指定短期入所生活介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）	インタフェースの提供は不要		
78	基準該当福祉用具貸与サービス費比率	指定福祉用具貸与サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）			
79	基準該当居宅支援サービス費比率	指定居宅支援サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する（設定が無い場合は“100”を設定する）			
80	居宅介護サービス費種類支給限度基準額	夜間対応型訪問介護		経過的要介護	1月間の限度額を単位数で設定する
81				要介護1	同上
82				要介護2	同上
83				要介護3	同上
84				要介護4	同上
85				要介護5	同上
86		認知症対応型通所介護		経過的要介護	1月間の限度額を単位数で設定する
87				要介護1	同上
88				要介護2	同上
89				要介護3	同上
90				要介護4	同上
91		要介護5		同上	
92	介護予防サービス費区分支給限度基準額	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する		
93		要支援2※3	同上		

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
94	介護予防訪問入浴介護	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	インターフェースの提供は不要
95		要支援2※3	同上	
96	介護予防訪問看護	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	
97		要支援2※3	同上	
98	介護予防訪問リハビリテーション	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	
99		要支援2※3	同上	
100	介護予防福祉用具貸与	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	
101		要支援2※3	同上	
102	介護予防短期入所生活介護	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	
103		要支援2※3	同上	
104	介護予防短期入所療養介護	要支援1※3	1月間の限度額を単位数で設定する	
105		要支援2※3	同上	
106	介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	1月間の限度額を単位数で設定する	
107		要支援2	同上	
108	基準該当介護予防訪問介護サービス費比率※3		指定介護予防訪問介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	
109	基準該当介護予防訪問入浴サービス費比率※3		指定介護予防訪問入浴サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
110	基準該当介護予防通所介護サービス費比率※3		指定介護予防通所介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	インタフェースの提供は不要
111	基準該当介護予防短期入所生活介護サービス費比率※3		指定介護予防短期入所生活介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	
112	基準該当介護予防福祉用具貸与サービス費比率※3		指定介護予防福祉用具貸与サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	
113	基準該当介護予防支援サービス費比率※3		指定介護予防支援サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	
114	区分支給限度基準額 介護予防・日常生活支援 総合事業費（経過措置）	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
115		要支援1※4	同上	
116		要支援2※4	同上	
117	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置） 訪問型予防サービス	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
118		要支援1※4	同上	
119		要支援2※4	同上	
120	通所型予防サービス	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
121		要支援1※4	同上	
122		要支援2※4	同上	
123	生活支援サービス（配食）	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
124		要支援1※4	同上	
125		要支援2※4	同上	
126	生活支援サービス（見守り）	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
127		要支援1※4	同上	
128		要支援2※4	同上	

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
129	ス 生活支援サービス (その他)	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	インタフェースの提供は不要
130		要支援1※4	同上	
131		要支援2※4	同上	
132	ケ ケアマネジメント	二次予防※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
133		要支援1※4	同上	
134		要支援2※4	同上	
135	入 入浴介護	介護予防訪問	1月間の限度額を単位数で設定する	
136		要支援2※4	同上	
137	訪 訪問看護	介護予防	1月間の限度額を単位数で設定する	
138		要支援2※4	同上	
139	ビ リテーション	介護予防訪問リハ	1月間の限度額を単位数で設定する	
140		要支援2※4	同上	
141	ビ リテーション	介護予防通所リハ	1月間の限度額を単位数で設定する	
142		要支援2※4	同上	
143	用 具貸与	介護予防福祉	1月間の限度額を単位数で設定する	
144		要支援2※4	同上	
145	入 所生活介護	介護予防短期	1月間の限度額を単位数で設定する	
146		要支援2※4	同上	

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
147	療養介護(介護老人保健施設)	介護予防短期入所 要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	インタフェースの提供は不要
148		要支援 2※4	同上	
149	療養介護(介護療養型医療施設等)	介護予防短期入所 要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
150		要支援 2※4	同上	
151	療養管理指導	介護予防居宅 要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
152		要支援 2※4	同上	
153	介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
154		要支援 2※4	同上	
155	対応型通所介護	介護予防認知症 要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
156		要支援 2※4	同上	
157	多機能型居宅介護	介護予防小規模 要支援 1※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
158		要支援 2※4	同上	
159	介護予防認知症対 応型共同生活介護 (短期利用型以外)	要支援 2※4	1月間の限度額を単位数で設定する	
160	介護予防認知症対 応型共同生活介護 (短期利用型)	要支援 2※4	1月間の限度額を単位数で設定する	

- ※1 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックを行わず省略されたものとみなす。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、従来通り(異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要)とする。
- ※2 有効開始日が平成 14 年 1 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 13 年 12 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※3 有効開始日が平成 18 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※4 有効開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降の場合、異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要とする。なお、有効開始日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・地域密着型サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5F11”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	有効開始日	新設された保険者としての効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
9	有効終了日	設定不要	
10	単位数	単位数を設定する	

介護給付費単位数表に設定された単位数（厚生労働大臣が定めた単位数）と同じであれば地域密着型サービスコード異動連絡票情報は不要。

・介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票  
情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5G11”(固定値)	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定	
4	異動事由	“01”(固定値)	
5	保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定	
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	
8	適用開始年月	新設された保険者としての効力が発生する年月(西暦年月(YYYYMM))を設定する	
9	適用終了年月	設定不要	
10	サービス名称	サービス名称を設定する	
11	単位数	単位数を設定する	
12	算定単位	算定単位を設定する	
13	制限日数・回数	制限日数・回数を設定する	
14	算定回数制限期間	算定回数制限期間を設定する	
15	支給限度額対象区分	支給限度額対象区分を設定する	
16	利用者負担定率/定額区分	利用者負担定率/定額区分を設定する	
17	給付率	給付率を設定する	
18	利用者負担額	利用者負担額を設定する	
19	二次予防事業対象者実施区分	二次予防事業対象者実施区分を設定する	
20	要支援1受給者実施区分	要支援1受給者実施区分を設定する	
21	要支援2受給者実施区分	要支援2受給者実施区分を設定する	



・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5H11”（固定値）	“5H11”（固定値）
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	脱退により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“1:新規”を設定	“3:終了”を設定
4	異動事由	“01”（固定値）	“01”（固定値）
5	証記載保険者番号	新設された市町村の証記載保険者番号を設定	脱退前の市町村の証記載保険者番号を設定
6	サービス種類コード	サービス種類コードを設定する	サービス種類コードを設定する
7	サービス項目コード	サービス項目コードを設定する	サービス項目コードを設定する
8	適用開始年月	新設された保険者としての効力が発生する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	設定不要
9	適用終了年月	設定不要	脱退により保険者としての効力が消滅する年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する
10	サービス名称	サービス名称を設定する	設定不要
11	単位数	単位数を設定する	設定不要
12	算定単位	算定単位を設定する	設定不要
13	制限日数・回数	制限日数・回数を設定する	設定不要
14	算定回数制限期間	算定回数制限期間を設定する	設定不要
15	支給限度額対象区分	支給限度額対象区分を設定する	設定不要
16	給付率	給付率を設定する	設定不要
17	利用者負担額	利用者負担額を設定する	設定不要
18	事業対象者実施区分	事業対象者実施区分を設定する	設定不要
19	要支援1受給者実施区分	要支援1受給者実施区分を設定する	設定不要
20	要支援2受給者実施区分	要支援2受給者実施区分を設定する	設定不要

※編入先後で証記載保険者番号が変わらない場合は提出不要

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5311”（固定値）	“5311”（固定値）
2	異動年月日	市町村の新設により被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	脱退により市町村の効力が消滅する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	“3:終了”を設定する
4	異動事由	“01:受給資格取得”もしくは“04:合併による新規”を設定する	“02:受給資格喪失”を設定する
5	証記載保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	脱退する市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号	新設された保険者で新たに付番した被保険者番号を設定する	脱退する市町村で付番されていた被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（カナ）	被保険者氏名をカナ文字で設定する	設定不要
8	生年月日	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
9	性別コード	性別コードを設定する	設定不要
10	資格取得年月日	市町村の新設により被保険者の資格が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
11	資格喪失年月日	設定不要	脱退により被保険者の資格を喪失する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
12	老人保健市町村番号	老人保健市町村番号を設定する（省略可）	設定不要
13	老人保健受給者番号	老人保健受給者番号を設定する（省略可）	設定不要
14	公費負担者番号	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する	設定不要
15	広域連合（政令市）保険者番号	設定不要	広域連合又は政令市の保険者番号を設定する
16	申請種別コード	“1:新規申請”を設定する	設定不要
17	変更申請中区分コード	設定不要	設定不要
18	申請年月日	設定不要	設定不要
19	みなし要介護区分コード	みなし要介護区分コードを設定する	設定不要
20	要介護状態区分コード	要介護状態区分コードを設定する	設定不要
21	認定有効期間（開始年月日）	新設された市町村で認定が有効となる日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容	
2 2	認定有効期間（終了年月日）	認定有効期間（開始年月日）から月を単位として3月以上経過した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する ただし異動事由に“04:合併による新規”を設定した場合は脱退前の市町村が設定した日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要	
2 3	居宅サービス計画作成区分コード	居宅サービス計画作成区分コードを設定する	設定不要	
2 4	居宅介護支援事業所番号	居宅介護支援事業所の番号を設定する（居宅サービス計画作成区分コードが”2:自己作成”の場合は省略可）	設定不要	
2 5	居宅サービス計画適用開始年月日	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
2 6	居宅サービス計画適用終了年月日	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
2 7	訪問通所サービス	支給限度基準額	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する	設定不要
2 8		上限管理適用期間開始年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
2 9		上限管理適用期間終了年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
3 0	短期入所サービス	支給限度基準額※1	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する	設定不要
3 1		上限管理適用期間開始年月日※1	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
3 2		上限管理適用期間終了年月日※1	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	設定不要
3 3	公費負担上限額減額の有無	公費負担上限額減額の有無を設定する	設定不要	

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容	
34	償還払化開始年月日	償還払化開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
35	償還払化終了年月日	償還払化終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
36	給付率引下げ開始年月日	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
37	給付率引下げ終了年月日	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要	
38	減免申請中区分コード	減免申請中区分コードを設定する（省略可）	設定不要	
39	利用者負担減免・旧措置入所者	利用者負担区分コード	利用者負担区分コードを設定する（省略可）	設定不要
40		給付率※10	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する（省略可）	設定不要
41		適用開始年月日	給付率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
42		適用終了年月日	給付率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード※2	標準負担区分コードを設定する（省略可）	設定不要
44		負担額※2	負担額を設定する（省略可）	設定不要
45		負担額適用開始年月日※2	負担額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
46		負担額適用終了年月日※2	負担額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード※3	特定入所者認定申請中区分コードを設定する（省略可）	設定不要
48		特定入所者介護サービス区分コード※3	特定入所者介護サービス区分コードを設定する（省略可）	設定不要
49		課税層の特例減額措置対象※3	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する（省略可）	設定不要
50		食費負担限度額※3	食費負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
51		居住費（ユニット型個室）負担限度額※3	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要

項番	項目名		新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
52	特定入所者介護サービス	居住費（ユニット型準個室）負担限度額※3	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
55		居住費（多床室）負担限度額※3	居住費（多床室）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
56		負担限度額適用開始年月日※3	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
57		負担限度額適用終了年月日※3	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
58		社会福祉法人軽減情報	軽減率※3	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する（省略可）
59	軽減率適用開始年月日※3		軽減率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
60	軽減率適用終了年月日※3		軽減率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	設定不要
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無※4		小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無を設定する（省略可）	設定不要
62	医療資格 後期高齢者	保険者番号（後期）※5	保険者番号（後期）を設定する（省略可）	設定不要
63		被保険者番号（後期）※5	被保険者番号（後期）を設定する（省略可）	設定不要
64	国民健康 保険資格	保険者番号（国保）※5	保険者番号（国保）を設定する（省略可）	設定不要
65		被保険者証番号（国保）※5	被保険者証番号（国保）を設定する（省略可）	設定不要
66		個人番号（国保）※5	個人番号（国保）を設定する（省略可）	設定不要
67	二次予防事業区分コード※6		二次予防事業区分コードを設定する（省略可）	設定不要
68	二次予防事業有効期間開始年月日※6		二次予防事業有効期間開始年月日を設定する（省略可）	設定不要
69	二次予防事業有効期間終了年月日※6		二次予防事業有効期間終了年月日を設定する（省略可）	設定不要
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード※7、※8	住所地特例対象者区分コードを設定する（省略可）	設定不要
71		施設所在保険者番号※7、※8	施設所在保険者番号を設定する（省略可）	設定不要

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
72	住所地特例適用開始年月日※7、※8	住所地特例適用開始年月日を設定する（省略可）	設定不要
73	住所地特例適用終了年月日※7、※8	住所地特例適用終了年月日を設定する（省略可）	設定不要
74	特定人 介護サービス 居住費（新1）負担 限度額※11	居住費（新1）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
75	居住費（新2）負担 限度額※11	居住費（新2）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
76	居住費（新3）負担 限度額※11	居住費（新3）負担限度額を設定する（省略可）	設定不要
77	二割負担 適用開始年月日※9、 ※10	適用開始年月日を設定する（省略可）	設定不要
78	適用終了年月日※9	適用終了年月日を設定する（省略可）	設定不要

- ※1 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要（省略可能）とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り（異動区分”1:新規”または当該項目に変更がある場合には設定が必要）とする。
- ※2 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※4 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。
- ※5 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成20年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※6 処理年月が平成24年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成24年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成24年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※7 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

- ※8 平成27年4月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。  
なお、平成27年4月1日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。
- ※9 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類(A1, A2, A5, A6)のみ対象となる。
- ※10 利用者負担減免・旧措置入所者給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担適用開始日が設定されている場合(旧措置入所者は除く)については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。
- ※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。  
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

### 1. 3 インタフェースの項目設定における留意事項

#### (1) 異動連絡票情報の登録順序について

- ① ケース1、ケース2およびケース5において、合併前（または編入前）市町村からの「終了」情報については「受給者異動連絡票情報」→「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」→「介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報」→「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」→「市町村固有異動連絡票情報」→「保険者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。
- ② ケース1およびケース6において、新設された市町村からの「新規」情報については「保険者異動連絡票情報」→「市町村固有異動連絡票情報」→「介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報」→「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」→「地域密着型サービスコード異動連絡票情報」→「受給者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。

#### (2) 保険者請求時における各種帳票の保険者名について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、合併前（または編入前、脱退前）の保険者に対して行われた事業所からの請求について、保険者請求が合併後（または編入後、脱退後）となる場合、各種帳票へ表示される保険者名称は既に合併等が行われた旧保険者名となります。このようなケースでの混乱を避ける為に合併等が行われた旧保険者の名称を保険者台帳の保守画面から便宜的に訂正し、各種帳票の識別を容易にすることも考えられます。  
例 保険者名：「A市」 → 「A市（XX.XX.XXB市へ合併）」等



(3) 受給者異動連絡票情報に設定する日付について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「資格取得年月日」は新設された保険者（または編入先の保険者）での効力が発生する日を設定します。合併前（または編入前）の市町村で設定されていた「資格取得年月日」では無いことに注意して下さい。
- ② ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「認定有効期間（開始年月日）」は新設された保険者（または編入先の保険者）での効力が発生する日を設定します。合併前（または編入前）の市町村で設定されていた認定有効期間（開始年月日）では無いことに注意して下さい。
- ③ ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「認定有効期間（終了年月日）」は「認定有効期間（開始年月日）」から介護保険法ならびに介護保険法施行規則に記載される、合併後（または編入後）市町村で定める日を設定しますが、全受給者の再認定ができない場合には、異動事由を“04：合併による新規”として、合併前（または編入前）の市町村で設定されていた「認定有効期間（終了年月日）」を設定して下さい。

(4) 被保険者番号の再付番について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、合併後（または編入後）の市町村（または広域連合）にて被保険者番号が重複しないのであれば、再付番せずに合併前（または編入前）の市町村で付番されていた被保険者番号を使用することも考えられます。

このページは空白です。

(5) 市町村固有異動連絡票情報

- ① ケース2、ケース5およびケース6において、市町村の編入（または脱退）により支給限度基準額等の見直しを行う場合には編入先市町村または広域連合の保険者から異動区分”2:変更”の異動連絡票情報が必要です。

(6) 広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

- ① ケース3、ケース4、ケース5およびケース6において、合併（または編入、脱退）する市町村（または行政区）が複数存在する場合は、その全ての市町村（または行政区）の情報が必要です。

(7) 市町村特別給付異動連絡票情報

- ① ケース1、ケース2およびケース5において、市町村特別給付を行っている場合は、合併前（または編入前）の各市町村から異動区分”3:終了”の異動連絡票情報が必要です。

(8) 受付情報のコントロールレコードに設定する保険者番号について

- ① 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合、受給者関連情報にかかる各インタフェースについて、以下に示す対応を行います。

受給者関連情報

項番	情報名	媒体		備考
		磁気・伝送	帳票	
1	受給者異動連絡票情報	○（※1）	○	入力情報
2	受給者情報突合情報	○（※1）	—	入力情報
3	受給者情報更新結果情報	○（※2）	○	項番1の結果情報
4	受給者情報突合結果情報	○（※2）	—	項番2の結果情報
5	受給者台帳（単票）	○（※3）	○	出力情報
6	受給者台帳（一覧表）	○（※3）	○	出力情報

(※1) 国保連合会へ送付する異動情報等のコントロールレコードの保険者番号には、合併前・合併後のいずれの保険者番号も設定可能となります。

- ・ 送付ファイルは1ファイルにまとめても、複数ファイルに分けた状態でも処理可能とします。
- ・ 各入力情報の更新結果等は入力情報送付元の保険者に送付します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合

コントロールレコード C  
データレコード A  
データレコード B  
データレコード C …

あるいは、

コントロールレコード A  
データレコード A …

コントロールレコード B  
データレコード B …

コントロールレコード C  
データレコード C …

・ 請求情報の合算を行わない場合

コントロールレコード A  
データレコード A …

コントロールレコード B  
データレコード B …

コントロールレコード C  
データレコード C …

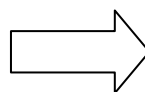
(※2) 保険者から受け付けた情報に対応する結果情報は、入力情報送付元の保険者に出力します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合

(入力情報)

コントロールレコード C  
データレコード A  
データレコード B  
データレコード C …



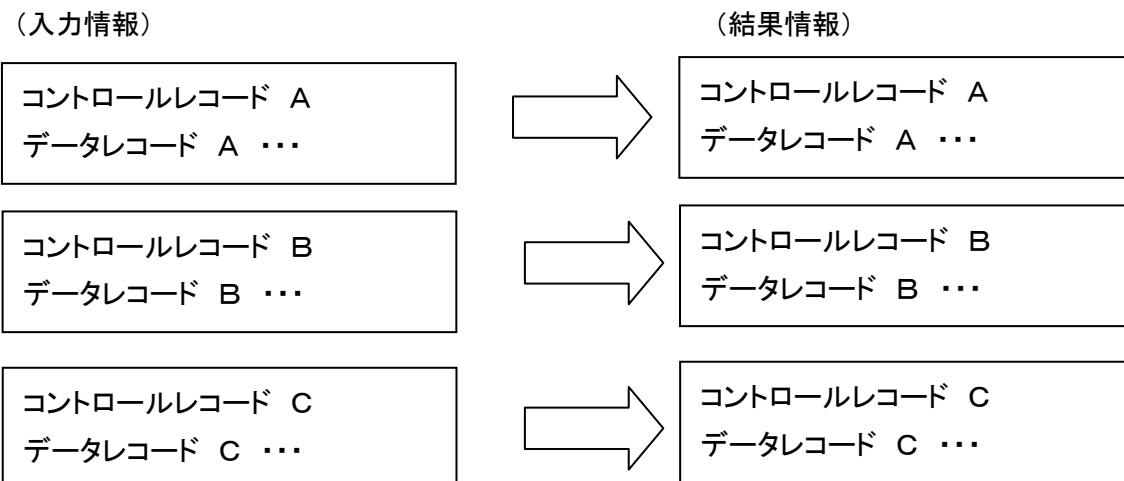
(結果情報)

コントロールレコード C  
データレコード A …

コントロールレコード C  
データレコード B …

コントロールレコード C  
データレコード C …

- ・ 請求情報の合算を行わない場合

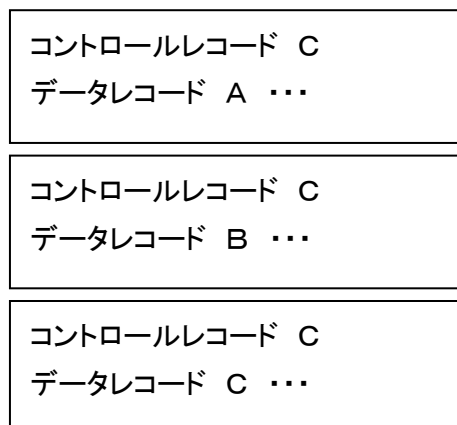


(※3) 国保連合会から送付される受給者台帳等出力情報のコントロールレコードに設定される保険者番号は合併後の保険者番号が設定されます。

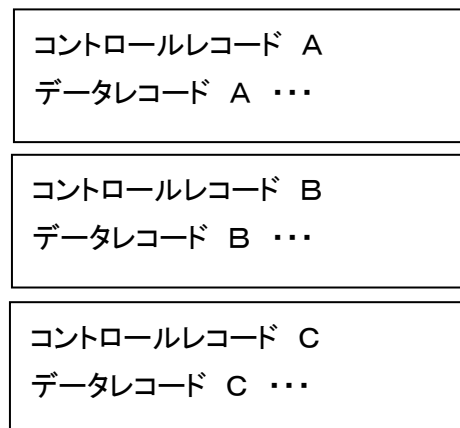
- ・ 送付ファイルは保険者単位に作成します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合



- ・ 請求情報の合算を行わない場合



## 2 市町村の合併等に係る共同処理用台帳異動情報

### 2. 1 市町村合併等における想定ケースと必要なインタフェースの種類

インタフェース		共同処理用 保険者異動 連絡票情報 (基本情報)	共同処理用 保険者異動 連絡票情報 (償還払給付 額管理処理 情報)	共同処理用 受給者異動 連絡票情報 (基本情報)	共同処理用 受給者異動 連絡票情報 (償還払給付 額管理処理 情報)	共同処理用 受給者異動 連絡票情報 (高額介護サ ービス費支給 処理情報)	被保険者 番号 再付番
ケース							
ケース1: 市町村と市町村の合併 による新たな市町村の新設	合併前 市町村	×	×	×	×	×	要
	新設 市町村	○	※1	○	※1 ※2	※3	
ケース2: 市町村の他の市町村へ の編入	編入前 市町村	×	×	×	×	×	要
	編入先 市町村	×	×	○	※1 ※2	※3	
ケース3: 広域連合内の市町村と 市町村の合併による新 たな市町村の新設(政令 市においては行政区と行 政区の合併による行政 区の新設)	合併前 市町村	×	×	×	×	×	不要
	新設 市町村	×	×	×	×	×	
	広域連合	×	×	○	※1 ※2	※3	
ケース4: 広域連合内市町村の他 の市町村への編入(政令 市においては行政区の 他の行政区への編入)	編入前 市町村	×	×	×	×	×	不要
	編入先 市町村	×	×	×	×	×	
	広域連合	×	×	○	※1 ※2	※3	
ケース5: 市町村の広域連合への 編入(政令市においては 市町村から行政区として 政令市への編入)	編入前 市町村	×	×	×	×	×	要
	広域連合	×	×	○	※1 ※2	※3	
ケース6: 広域連合からの脱退に よる市町村の新設(政令 市においては行政区から 市町村の新設)	新設 保険者	○	※1	○	※1 ※2	※3	要
	広域連合	×	×	×	×	×	

※1 償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※2 償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

※3 高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

## 2. 2 ケース別異動連絡票情報の作成方法

### (1) ケース1：市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設

新たに設立される市町村から保険者および受給者の新規登録情報が必要となります。

合併するそれぞれの市町村からのインタフェースの提供は不要です。

#### ① 必要なインタフェースの種類

合併前の各市町村から必要なインタフェース

- ・不要

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5A11）
- ・共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5B11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）
- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

② 設定する項目の内容

・共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名		合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定 する内容
1	交換情報識別番号		インターフェースの提供は不要	“5A11”（固定値）
2	異動年月日			新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード			“1:新規”を設定する
4	異動事由			“01”（固定値）
5	保険者番号			新設された市町村の保険者番号を設定する
6	口座情報	金融機関コード		新設された市町村の口座の金融機関コードを設定する
7		金融機関支店コード		新設された市町村の口座の金融機関支店コードを設定する
8		口座種目		新設された市町村の口座の口座種目を設定する
9		口座番号		新設された市町村の口座の口座番号を設定する
10		口座名義人（カナ）		新設された市町村の口座の口座名義人（カナ）を設定する
11		振込依頼人コード		銀行が採番した振込依頼人識別のためのコードを設定する
12	問い合わせ先情報	郵便番号		新設された市町村の問い合わせ先の郵便番号を設定する
13		電話番号		新設された市町村の問い合わせ先の電話番号を設定する
14		住所（カナ）		新設された市町村の問い合わせ先の住所（カナ）を設定する（省略可）
15		住所（漢字）		新設された市町村の問い合わせ先の住所（漢字）を設定する
16		名称1		新設された市町村の問い合わせ先の市区町村名等を設定する
17		名称2		新設された市町村の問い合わせ先の部署名等を設定する
18		備考		新設された市町村の問い合わせ先の備考を設定する



項番	項目名		合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
19	計算結果送付先情報	郵便番号	インターフェースの提供は不要	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の郵便番号を設定する
20		電話番号		新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の電話番号を設定する
21		住所		新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の住所を設定する
22		名称1		新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の市区町村名等を設定する
23		名称2		新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の部署名等を設定する
24	証明書発行者情報	発行者名		新設された市町村の証明書発行者名(市町村長等)を設定する
25		郵便番号		新設された市町村の証明書発行者の郵便番号を設定する
26		住所		新設された市町村の証明書発行者の住所を設定する

このページは空白です。

・共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定 する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5B11”（固定値）
2	異動年月日		新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01”（固定値）
5	保険者番号		新設された市町村の保険者番号を設定する
6	居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額		居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を設定する
7	居宅介護住宅改修費支給限度基準額		居宅介護住宅改修費支給限度基準額を設定する
8	居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額		居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を設定する
9	居宅支援住宅改修費支給限度基準額		居宅支援住宅改修費支給限度基準額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5C11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		新設された市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号		新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（漢字）		被保険者氏名（漢字）を定める（省略可）
8	郵便番号		被保険者の郵便番号を設定する（省略可）
9	住所（カナ）		被保険者の住所（カナ）を設定する（省略可）
10	住所（漢字）		被保険者の住所（漢字）を設定する（省略可）
11	電話番号		被保険者の電話番号を設定する（省略可）
12	帳票出力順序コード		市町村コード等の任意のコードを設定する 帳票出力のソートで使用する（省略可）

・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する 内容	新設された市町村が設定 する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5D11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日） （西暦年月日（YYYYMMDD））を 設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定す る
5	証記載保険者番号		新設された市町村の保険者 番号を設定する
6	被保険者番号		新設された市町村で新たに 付番した被保険者番号を設 定する
7	保険給付支払の一時差止 の開始年月日		保険給付支払の一時差止を 開始した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する
8	保険給付支払の一時差止 の終了年月日		保険給付支払の一時差止を 終了した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する（省 略可）
9	保険給付支払の一時差止 区分コード		保険給付支払の一時差止の 区分コードを設定する
10	保険給付支払の一時差止金 額		保険給付支払の一時差止金 額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5E11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		新設された市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号		新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）		世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する
8	世帯所得区分コード		世帯の所得区分コードを設定する
9	所得区分コード		個人の所得区分コードを設定する
10	老齢福祉年金受給の有無		老齢福祉年金受給の有無を設定する
11	利用者負担第2段階※1		利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する
12	支給申請書出力の有無※1		支給申請書出力の有無を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

(2) ケース2：市町村の他の市町村への編入

編入される市町村から受給者の新規登録情報が必要となります。

編入する市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

編入する市町村から必要なインタフェース

- ・不要

編入先の市町村から必要なインタフェース

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）
- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

② 設定する項目の内容

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5C11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日） （西暦年月日（YYYYMMDD））を 設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定す る
5	証記載保険者番号		編入先市町村の保険者番号 を設定する
6	被保険者番号		編入先市町村で新たに付番 した被保険者番号を設定す る
7	被保険者氏名（漢字）		被保険者氏名（漢字）を定す る（省略可）
8	郵便番号		被保険者の郵便番号を設定 する（省略可）
9	住所（カナ）		被保険者の住所（カナ）を設 定する（省略可）
10	住所（漢字）		被保険者の住所（漢字）を設 定する（省略可）
11	電話番号		被保険者の電話番号を設定 する（省略可）
12	帳票出力順序コード		市町村コード等の任意のコ ードを設定する 帳票出力のソートで使用す る（省略可）



・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5D11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日） （西暦年月日（YYYYMMDD））を 設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定す る
5	証記載保険者番号		編入先市町村の保険者番号 を設定する
6	被保険者番号		編入先市町村で新たに付番 した被保険者番号を設定す る
7	保険給付支払の一時差止の 開始年月日		保険給付支払の一時差止を 開始した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する
8	保険給付支払の一時差止の 終了年月日		保険給付支払の一時差止を 終了した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する（省 略可）
9	保険給付支払の一時差止区 分コード		保険給付支払の一時差止の 区分コードを設定する
10	保険給付支払の一時差止金 額		保険給付支払の一時差止金 額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5E11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		編入先市町村の保険者番号を設定する
6	被保険者番号		編入先市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）		世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する
8	世帯所得区分コード		世帯の所得区分コードを設定する
9	所得区分コード		個人の所得区分コードを設定する
10	老齢福祉年金受給の有無		老齢福祉年金受給の有無を設定する
11	利用者負担第2段階※1		利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する
12	支給申請書出力の有無※1		支給申請書出力の有無を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

- (3) ケース3：広域連合内の市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設（政令市においては行政区と行政区の合併による行政区の新設）

ケース3では広域連合の保険者から受給者の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

合併する広域連合内の各市町村および新設された市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

合併前の各市町村から必要なインタフェース

- ・不要

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・不要

広域連合の保険者から必要なインタフェース

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）
- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

② 設定する項目の内容

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5C11”（固定値）
2	異動年月日		各市町村が合併し市町村が新設された日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（漢字）		被保険者氏名（漢字）を定する（省略可）
8	郵便番号		被保険者の郵便番号を設定する（省略可）
9	住所（カナ）		被保険者の住所（カナ）を設定する（省略可）
10	住所（漢字）		被保険者の住所（漢字）を設定する（省略可）
11	電話番号		被保険者の電話番号を設定する（省略可）
12	帳票出力順序コード		市町村コード等の任意のコードを設定する 帳票出力のソートで使用する（省略可）

・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5D11”（固定値）
2	異動年月日		各市町村が合併し市町村が新設された日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	保険給付支払の一時差止の開始年月日		保険給付支払の一時差止を開始した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
8	保険給付支払の一時差止の終了年月日		保険給付支払の一時差止を終了した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
9	保険給付支払の一時差止区分コード		保険給付支払の一時差止の区分コードを設定する
10	保険給付支払の一時差止金額		保険給付支払の一時差止金額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5E11”（固定値）
2	異動年月日		各市町村が合併し市町村が新設された日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	世帯主被保険者番号 （世帯集約番号）		世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する
8	世帯所得区分コード		世帯の所得区分コードを設定する
9	所得区分コード		個人の所得区分コードを設定する
10	老齢福祉年金受給の有無		老齢福祉年金受給の有無を設定する
11	利用者負担第2段階※1		利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する
12	支給申請書出力の有無※1		支給申請書出力の有無を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

(4) ケース4：広域連合内市町村の他の市町村への編入（政令市においては行政区の他の行政区への編入）

ケース4では広域連合の保険者から受給者の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

編入する広域連合内の市町村および編入先の市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

編入する市町村から必要なインタフェース

・不要

編入先の市町村から必要なインタフェース

・不要

広域連合の保険者から必要なインタフェース

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）

・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

② 設定する項目の内容

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5C11”（固定値）
2	異動年月日		編入先市町村への編入日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	被保険者氏名（漢字）		被保険者氏名（漢字）を設定する（省略可）
8	郵便番号		被保険者の郵便番号を設定する（省略可）
9	住所（カナ）		被保険者の住所（カナ）を設定する（省略可）
10	住所（漢字）		被保険者の住所（漢字）を設定する（省略可）
11	電話番号		被保険者の電話番号を設定する（省略可）
12	帳票出力順序コード		市町村コード等の任意のコードを設定する 帳票出力のソートで使用する（省略可）



・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5D11”（固定値）
2	異動年月日		編入先市町村への編入日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	保険給付支払の一時差止の開始年月日		保険給付支払の一時差止を開始した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
8	保険給付支払の一時差止の終了年月日		保険給付支払の一時差止を終了した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）
9	保険給付支払の一時差止区分コード		保険給付支払の一時差止の区分コードを設定する
10	保険給付支払の一時差止金額		保険給付支払の一時差止金額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5E11”（固定値）
2	異動年月日		編入先市町村への編入日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		被保険者証記載の被保険者番号を設定する
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）		世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する
8	世帯所得区分コード		世帯の所得区分コードを設定する
9	所得区分コード		個人の所得区分コードを設定する
10	老齢福祉年金受給の有無		老齢福祉年金受給の有無を設定する
11	利用者負担第2段階※1		利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する
12	支給申請書出力の有無※1		支給申請書出力の有無を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

- (5) ケース5：市町村の広域連合への編入（政令市においては市町村から行政区として政令市への編入）

ケース5では編入される広域連合から受給者の新規登録情報が必要となります。

編入する市町村からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

編入する市町村から必要なインタフェース

- ・不要

編入先の広域連合から必要なインタフェース

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）
- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

② 設定する項目の内容

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の広域連合が設定 する内容
1	交換情報識別番号	インタフェースの提供は不要	“5C11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日） （西暦年月日（YYYYMMDD））を 設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定す る
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保 険者番号を設定する
6	被保険者番号		編入先広域連合で新たに付 番した被保険者番号を設定 する
7	被保険者氏名（漢字）		被保険者氏名（漢字）を定す る（省略可）
8	郵便番号		被保険者の郵便番号を設定 する（省略可）
9	住所（カナ）		被保険者の住所（カナ）を設 定する（省略可）
10	住所（漢字）		被保険者の住所（漢字）を設 定する（省略可）
11	電話番号		被保険者の電話番号を設定 する（省略可）
12	帳票出力順序コード		市町村コード等の任意のコ ードを設定する 帳票出力のソートで使用す る（省略可）

・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の広域連合が設定 する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5D11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日） （西暦年月日（YYYYMMDD））を 設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定す る
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保 険者番号を設定する
6	被保険者番号		編入先広域連合で新たに付 番した被保険者番号を設定 する
7	保険給付支払の一時差止の 開始年月日		保険給付支払の一時差止を 開始した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する
8	保険給付支払の一時差止の 終了年月日		保険給付支払の一時差止を 終了した年月日（西暦年月日 （YYYYMMDD））を設定する（省 略可）
9	保険給付支払の一時差止区 分コード		保険給付支払の一時差止の 区分コードを設定する
10	保険給付支払の一時差止金 額		保険給付支払の一時差止金 額を設定する

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	インターフェースの提供は不要	“5E11”（固定値）
2	異動年月日		認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する
3	異動区分コード		“1:新規”を設定する
4	異動事由		“01:受給資格取得”を設定する
5	証記載保険者番号		被保険者証記載の証記載保険者番号を設定する
6	被保険者番号		編入先広域連合で新たに付番した被保険者番号を設定する
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）		世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する
8	世帯所得区分コード		世帯の所得区分コードを設定する
9	所得区分コード		個人の所得区分コードを設定する
10	老齢福祉年金受給の有無		老齢福祉年金受給の有無を設定する
11	利用者負担第2段階※1		利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する
12	支給申請書出力の有無※1		支給申請書出力の有無を設定する（省略可）

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

(6) ケース6：広域連合からの脱退による市町村の新設（政令市においては行政区から市町村の新設）

ケース6では新たに設立される市町村から保険者および受給者の新規登録情報が必要となります。

広域連合からのインタフェースの提供は不要です。

① 必要なインタフェースの種類

新設された市町村から必要なインタフェース

- ・共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5A11）
- ・共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5B11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）（識別番号：5C11）
- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）（識別番号：5D11）

※償還払給付額管理処理を委託していない場合、不要。

※償還払給付額管理処理を委託していても保険給付支払の一時差止の対象外の場合、不要。

- ・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）（識別番号：5E11）

※高額介護サービス費支給処理を委託していない場合、不要。

広域連合から必要なインタフェース

- ・不要

② 設定する項目の内容

・共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容	
1	交換情報識別番号	“5A11”（固定値）	インターフェースの提供は不要	
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する		
4	異動事由	“01”（固定値）		
5	保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する		
6	口座情報	金融機関コード		新設された市町村の口座の金融機関コードを設定する
7		金融機関支店コード		新設された市町村の口座の金融機関支店コードを設定する
8		口座種目		新設された市町村の口座の口座種目を設定する
9		口座番号		新設された市町村の口座の口座番号を設定する
10		口座名義人（カナ）		新設された市町村の口座の口座名義人（カナ）を設定する
11		振込依頼人コード		銀行が採番した振込依頼人識別のためのコードを設定する
12	問い合わせ先情報	郵便番号		新設された市町村の問い合わせ先の郵便番号を設定する
13		電話番号		新設された市町村の問い合わせ先の電話番号を設定する
14		住所（カナ）		新設された市町村の問い合わせ先の住所（カナ）を設定する（省略可）
15		住所（漢字）		新設された市町村の問い合わせ先の住所（漢字）を設定する
16		名称1		新設された市町村の問い合わせ先の市区町村名等を設定する
17		名称2		新設された市町村の問い合わせ先の部署名等を設定する
18		備考		新設された市町村の問い合わせ先の備考を設定する



項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
19	郵便番号	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の郵便番号を設定する	インターフェースの提供は不要
20	電話番号	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の電話番号を設定する	
21	住所	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の住所を設定する	
22	名称1	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の市区町村名等を設定する	
23	名称2	新設された市町村の高額介護合算療養費計算結果送付先の部署名等を設定する	
24	発行者名	新設された市町村の証明書発行者名（市町村長等）を設定する	
25	郵便番号	新設された市町村の証明書発行者の郵便番号を設定する	
26	住所	新設された市町村の証明書発行者の住所を設定する	

このページは空白です。

・共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5B11”（固定値）	インタフェースの提供は不要
2	異動年月日	新設された市町村の効力が発生する日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	
4	異動事由	“01”（固定値）	
5	保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	
6	居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額	居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を設定する	
7	居宅介護住宅改修費支給限度基準額	居宅介護住宅改修費支給限度基準額を設定する	
8	居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額	居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を設定する	
9	居宅支援住宅改修費支給限度基準額	居宅支援住宅改修費支給限度基準額を設定する	

・共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5C11”（固定値）	インタフェースの提供は不要
2	異動年月日	認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	
4	異動事由	“01:受給資格取得”を設定する	
5	証記載保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	
6	被保険者番号	新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する	
7	被保険者氏名（漢字）	被保険者氏名（漢字）を設定する（省略可）	
8	郵便番号	被保険者の郵便番号を設定する（省略可）	
9	住所（カナ）	被保険者の住所（カナ）を設定する（省略可）	
10	住所（漢字）	被保険者の住所（漢字）を設定する（省略可）	
11	電話番号	被保険者の電話番号を設定する（省略可）	
12	帳票出力順序コード	市町村コード等の任意のコードを設定する 帳票出力のソートで使用する（省略可）	

・共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5D11”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	
4	異動事由	“01:受給資格取得”を設定する	
5	証記載保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	
6	被保険者番号	新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する	
7	保険給付支払の一時差止の開始年月日	保険給付支払の一時差止を開始した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
8	保険給付支払の一時差止の終了年月日	保険給付支払の一時差止を終了した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する（省略可）	
9	保険給付支払の一時差止区分コード	保険給付支払の一時差止の区分コードを設定する	
10	保険給付支払の一時差止金額	保険給付支払の一時差止金額を設定する	

・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
1	交換情報識別番号	“5E11”（固定値）	インターフェースの提供は不要
2	異動年月日	認定有効期間（開始年月日）（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	
3	異動区分コード	“1:新規”を設定する	
4	異動事由	“01:受給資格取得”を設定する	
5	証記載保険者番号	新設された市町村の保険者番号を設定する	
6	被保険者番号	新設された市町村で新たに付番した被保険者番号を設定する	
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）	世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する	
8	世帯所得区分コード	世帯の所得区分コードを設定する	
9	所得区分コード	個人の所得区分コードを設定する	
10	老齢福祉年金受給の有無	老齢福祉年金受給の有無を設定する	
11	利用者負担第2段階※1	利用者負担第2段階に該当するか否かを設定する	
12	支給申請書出力の有無※1	支給申請書出力の有無を設定する（省略可）	

※1 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、項番11. 利用者負担第2段階について、未設定である場合は「1:該当無し」として取り扱う。

## 2. 3 インタフェースの項目設定における留意事項

### (1) 共同処理用保険者異動連絡票情報

- ① 何れのケースにおいても、異動区分”3:終了”の異動連絡票情報は必要ありません。

給付系保険者事務共同処理においては、台帳管理業務の保険者台帳の異動区分が”3:終了”で登録されていることにより、終了の判断を行います。

### (2) 共同処理用受給者異動連絡票情報

- ① 何れのケースにおいても、異動区分”3:終了”の異動連絡票情報は必要ありません。

給付系保険者事務共同処理においては、台帳管理業務の受給者台帳の異動区分が”3:終了”で登録されていることにより、終了の判断を行います。

### (3) 受付情報のコントロールレコードに設定する保険者番号について

- ① 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合、給付系共同処理にかかる各インタフェースについて、以下に示す対応を行います。

#### 給付系共同処理関連情報

項番	情報名	媒体		備考
		磁気・伝送	帳票	
1	要介護認定期限到来者一覧表情報	○(※3)	○	出力情報
2	要介護認定・要支援認定有効期間終了のお知らせ情報	○(※3)	○	出力情報
3	要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書情報	○(※3)	○	出力情報
4	償還連絡票及び償還明細書情報	○(※1)	○	入力情報
5	償還払支給決定者一覧表情報	○(※2)	○	項番4の結果情報
6	償還払不支給決定者一覧表情報	○(※2)	○	
7	償還払支給(不支給)決定通知書情報	○(※2)	○	
8	振込依頼書(償還)情報	○(※2)	○	
9	介護給付費通知一覧表情報	○(※3)	○	出力情報
10	介護給付費通知書情報	○(※3)	○	出力情報
11	高額介護サービス費給付判定結果情報	○(※1)	—	入力情報
12	高額介護サービス費給付対象者一覧表情報	○(※3)	○	出力情報
13	高額介護サービス費給付のお知らせ情報	○(※3)	○	出力情報
14	高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書情報	○(※3)	○	出力情報
15	高額介護サービス費支給(不支給)決定者一覧表情報	○(※2)	○	項番11の結果情報
16	高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書情報	○(※2)	○	
17	振込依頼書(高額)情報	○(※2)	○	

項番	情報名	媒体		備考
		磁気・伝送	帳票	
18	払込請求書情報	—	○(※4)	
19	振込データ情報	○(※2)	—	項番4又は11の結果情報
20	振込者一覧表情報	○(※2)	○	
21	振込不能者一覧表情報	○(※2)	○	
22	主治医意見書料支払一覧表情報	○(※1)	○	入力情報
23	主治医意見書料支払一覧表情報	○(※3)	○	出力情報
24	認定調査委託料支払一覧表情報	○(※1)	○	入力情報
25	共同処理用受給者異動連絡票情報	○(※1)	○	入力情報
26	共同処理用受給者情報更新結果情報	○(※2)	○	項番25の結果情報
27	共同処理用受給者情報	○(※3)	○	出力情報

(※1) 国保連合会へ送付する異動情報等のコントロールレコードの保険者番号には、合併前・合併後のいずれの保険者番号も設定可能となります。

- ・ 送付ファイルは1ファイルにまとめても、複数ファイルに分けた状態でも処理可能とします。
- ・ 各業務の委託の有無はデータレコードに設定された保険者の業務委託区分により判定します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合

コントロールレコード C
データレコード A
データレコード B
データレコード C …

あるいは、

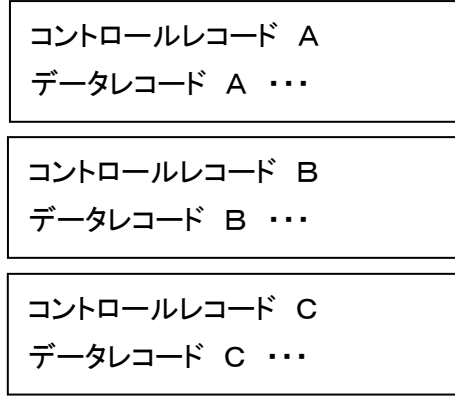
コントロールレコード A
データレコード A …

コントロールレコード B
データレコード B …

コントロールレコード C
データレコード C …



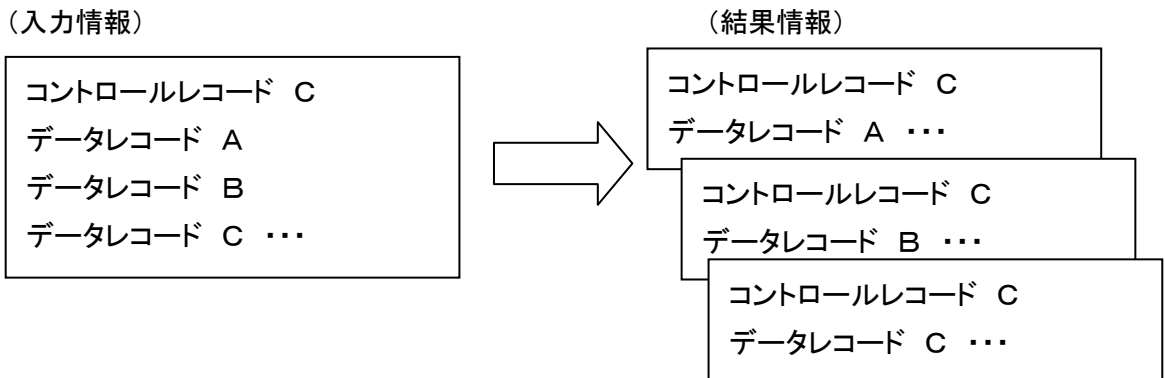
- ・ 請求情報の合算を行わない場合



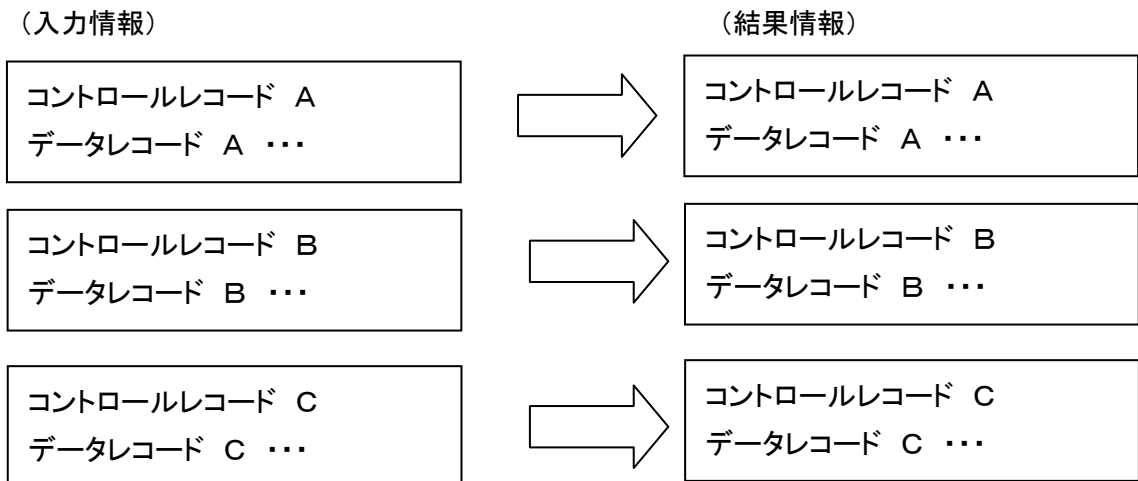
(※2) 保険者から受け付けた情報に対応する結果情報は、入力情報送付元の保険者に出力します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合



- ・ 請求情報の合算を行わない場合



(※3) 国保連合会から送付される出力情報のコントロールレコードに設定される保険者番号は合併後の保険者番号が設定されます。

- ・ 送付ファイルは保険者単位に作成します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により請求情報の合算を行う場合

コントロールレコード C データレコード A …
-----------------------------

コントロールレコード C データレコード B …
-----------------------------

コントロールレコード C データレコード C …
-----------------------------

- ・ 請求情報の合算を行わない場合

コントロールレコード A データレコード A …
-----------------------------

コントロールレコード B データレコード B …
-----------------------------

コントロールレコード C データレコード C …
-----------------------------

(※4) 保険者からの申し出により、合併後の保険者に、合併前の保険者分請求金額を合算し、帳票を作成します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により合算を行う場合

C保険者払込請求書  
合計金額＝  
合併前A保険者＋  
合併前B保険者＋  
C保険者

- ・ 合算を行わない場合

A保険者払込請求書  
合計金額＝ 合併前A保険者

B保険者払込請求書  
合計金額＝ 合併前B保険者

C保険者払込請求書  
合計金額＝ C保険者

### 3. 市町村の合併等に係る保険者請求情報

市町村の合併等が行われた場合、保険者からの申し出により、合併等前保険者及び合併等後保険者への請求関連情報を、合併後の保険者として合算します。

なお、合併等以前の請求情報を合併等以後の保険者及び被保険者番号で請求または合併等以後の請求情報を合併等以前の保険者及び被保険者番号で請求した場合には、それぞれ台帳の有効期間外となりエラー（事業所へ返戻）となります。

#### 保険者請求関連情報と提供媒体による合算方式

（介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）、介護予防・日常生活支援総合事業費の情報についても同様の考え方となります。）

項番	情報名	媒体	
		磁気・伝送	帳票
1	国保連合会保有給付実績情報	○（※1）	○
2	給付管理票情報	○（※1）	○
3	介護給付費資格照合表情報	○（※1）	○
4	介護給付費等請求額通知書情報	○（※1）	○（※2）
5	介護給付費等審査決定請求明細表情報	○（※1）	○
6	介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）	○（※1）	○
7	介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）	○（※1）	○
8	請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表情報	○（※1）	○
9	介護給付費払込請求書情報	—	○（※3）
10	介護給付費手数料払込請求書情報	—	○（※3）

（※1）保険者からの申し出により、合併前保険者分の情報及び合併後保険者分の情報を合併後保険者へ提供します。

（例）A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により合算を行う場合

合併前のA保険者、B保険者、合併後のC保険者の3つのファイルが作成され、各ファイルのコントロールレコードには合併後のC保険者が設定されます。

コントロールレコード C データレコード（ヘッダー） A データレコード（明細） . . .
--

コントロールレコード C データレコード（ヘッダー） B データレコード（明細） . . .
--

コントロールレコード C データレコード（ヘッダー） C データレコード（明細） . . .
--

- ・ 合算を行わない場合  
合併前のA保険者、B保険者、合併後のC保険者の3つのファイルが作成され、各ファイルのコントロールレコードにはそれぞれの保険者が設定されます。

コントロールレコード A  
データレコード (ヘッダー) A  
データレコード (明細) . . .

コントロールレコード B  
データレコード (ヘッダー) B  
データレコード (明細) . . .

コントロールレコード C  
データレコード (ヘッダー) C  
データレコード (明細) . . .

(※2) 保険者からの申し出により、合併後の保険者に、合併前の保険者分請求金額を合算した帳票を追加作成します。

(例) A保険者とB保険者が合併し、C保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により合算を行う場合

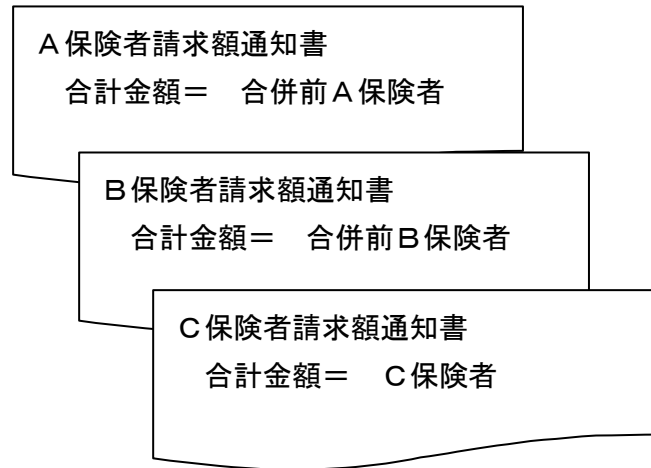
A 保険者請求額通知書  
合計金額 = 合併前 A 保険者

B 保険者請求額通知書  
合計金額 = 合併前 B 保険者

C 保険者請求額通知書  
合計金額 = C 保険者

C 保険者 (合算) 請求額通知書  
合計金額 =  
合併前 A 保険者 +  
合併前 B 保険者 +  
C 保険者

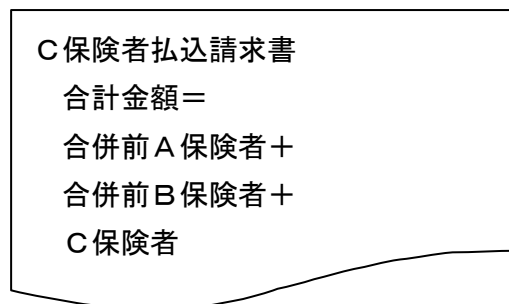
- ・ 合算を行わない場合



(※3) 保険者からの申し出により、合併後の保険者に、合併前の保険者分請求金額を合算し、帳票を作成します。

(例) A 保険者とB 保険者が合併し、C 保険者になった場合

- ・ 保険者からの申し出により合算を行う場合



- ・ 合算を行わない場合

